

都留市
障害者計画
第6期 障害福祉計画
第2期 障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

令和2年 月
都留市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要.....	1
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	5
第3章 計画の理念と基本方針.....	29
第2部 障害者計画	30
第1章 計画の体系.....	30
第2章 施策の展開.....	31
第3部 第6期障害福祉計画	52
第1章 基本的な考え方.....	52
第2章 成果目標.....	54
第3章 障害福祉サービスの充実.....	59
第4章 活動指標.....	78
第4部 第2期障害児福祉計画	81
第1章 基本的な考え方.....	81
第2章 成果目標.....	82
第3章 障害児福祉サービスの充実.....	85
第4章 活動指標.....	87
第5部 計画の推進	88
第1章 計画の推進体制.....	88
第2章 計画の進行管理体制.....	89
資料編	90
1 都留市障害者計画等策定委員会条例.....	90
2 委員名簿.....	92
3 策定経過.....	93

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法、以下同じ）」を制定し障がいのある人が住み慣れた地域で生活するための支援を推進してきました。

平成28年には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」が公布され、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援の二ーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことが求められています。

また、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行されるなど、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されているところです。

本市では、平成30年3月に「誰もが優しさをもってふれあい、地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち」を基本理念とした「都留市 障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

「都留市障害者計画」及び「第5期障害福祉計画」並びに「第1期障害児福祉計画」が令和2年度をもって計画期間の最終年度となるため、国や県の指針等を踏まえ、地域共生社会の実現を目指して、新たに「都留市障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」並びに「第2期障害児福祉計画」を策定します。

障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず、共に住み慣れた地域で暮らすことができる社会（共生社会）を実現するためにつくられた法律で、日常生活や社会生活の支援を目的として、各種サービス等を定めています。

障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら、共に生きる社会をつくることを目指して作られた法律で、正当な理由のない障がいを理由とした差別の禁止と、合理的配慮の提供を求めています。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画について

この計画は、障害者基本法 第 11 条・第3項に定められた「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画・県の障害者計画を基本として策定されます。また、この計画は、障がいのある人の状況等を鑑みて策定されるものであり、本市における障がい者施策の基本的な事項や方向性を定めるものとされています。

(2) 障害福祉計画について

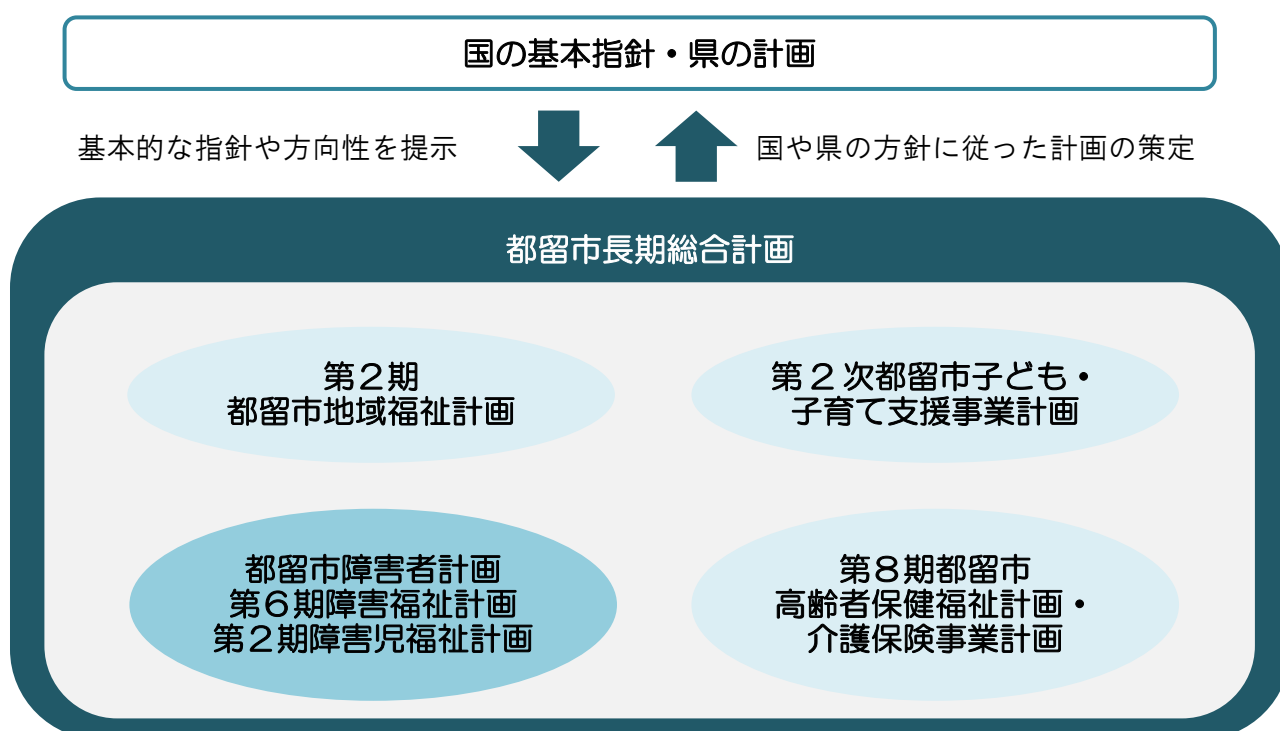
この計画は、障害者総合支援法 第 88 条・第1項に定められた「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に即して策定されます。この計画では、18 歳以上の障がいのある人に対する障害福祉サービスの具体的な数値目標を掲げ、適切なサービス量を維持して円滑に運営することが目的とされています。

(3) 障害児福祉計画について

この計画は、児童福祉法 第 33 条・第 20 項に定められた「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して策定されます。この計画では、18 歳未満の障がいのある子どもに対するサービスの具体的な数値目標を掲げ、適切なサービス量を維持して円滑に運営することが目的とされています。

(4) 関連計画との関係性について

これらの計画は、国や県の上位計画を基本として策定されるとともに、本市の長期総合計画や関連計画などとの整合を図りながら、策定されます。



3 計画の期間

計画の期間は、3計画ともに令和3年度～令和5年度の3年間となります。

計画の期間内であっても、社会情勢の大きな変化や関連法の改正等に伴い、計画の見直しが必要と判断された場合には見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
都留市	都留市障害者計画 (H27年度～H29年度)			都留市障害者計画 (H30年度～H32年度)			都留市障害者計画 (R3年度～R5年度)		
	第4期障害福祉計画 (H27年度～H29年度)			第5期障害福祉計画 (H30年度～H32年度)			第6期障害福祉計画 (R3年度～R5年度)		
	/			第1期障害児福祉計画 (H30年度～H32年度)			第2期障害児福祉計画 (R3年度～R5年度)		
山梨県	やまなし障害者プラン 2015 (H27年度～H29年度)			やまなし障害者プラン 2018 (H30年度～H32年度)			やまなし障害者プラン 2021 (R3年度～R5年度)		
国	障害者基本計画(第3次) (H25年度～H29年度)			障害者基本計画(第4次) (H30年度～R4年度)					

4 計画の対象

本計画において対象となる障がいのある人とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

そのため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限らず、難病患者や療育の必要な児童等、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、全市民が連携、協働するものとしてします。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本市における障がいのある人の現状を把握し、計画策定の基本資料とするため、障がいのある人と障がいのない人を対象としたアンケート調査を実施しました。

【調査対象者】

都留市在住の障害者手帳を所持している方

都留市在住の障害者手帳を所持していない 20 歳以上の方（無作為抽出）

【調査方法】

郵送配布・郵送回収

【調査期間】

令和2年8月4日～令和2年8月21日

回収状況	対象者数	有効回収数	有効回収率
障がいのある人用調査	1,354 件	688 件	50.8%
一般市民用調査	200 件	100 件	50.0%

(2) 策定委員会の開催

学識経験者や障がい者団体関係者、保健・医療・福祉関係者等で構成される策定委員会を4回開催し、計画の策定について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和3年1月8日から令和3年1月29日までパブリックコメントを募集しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

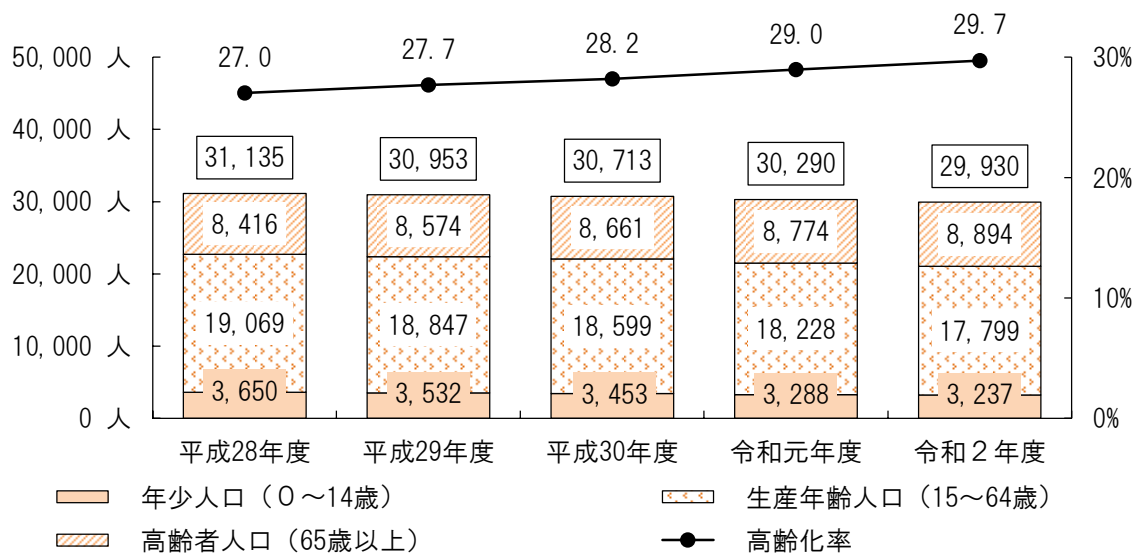
1 統計データからみる障がいのある人の現状

(1) 人口

年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総人口	31,135人	30,953人	30,713人	30,290人	29,930人
年少人口（0～14歳）	3,650人	3,532人	3,453人	3,288人	3,237人
生産年齢人口（15～64歳）	19,069人	18,847人	18,599人	18,228人	17,799人
高齢者人口（65歳以上）	8,416人	8,574人	8,661人	8,774人	8,894人
年少人口割合	11.7%	11.4%	11.2%	10.9%	10.8%
生産年齢人口割合	61.2%	60.9%	60.6%	60.2%	59.5%
高齢者人口割合	27.0%	27.7%	28.2%	29.0%	29.7%

（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳

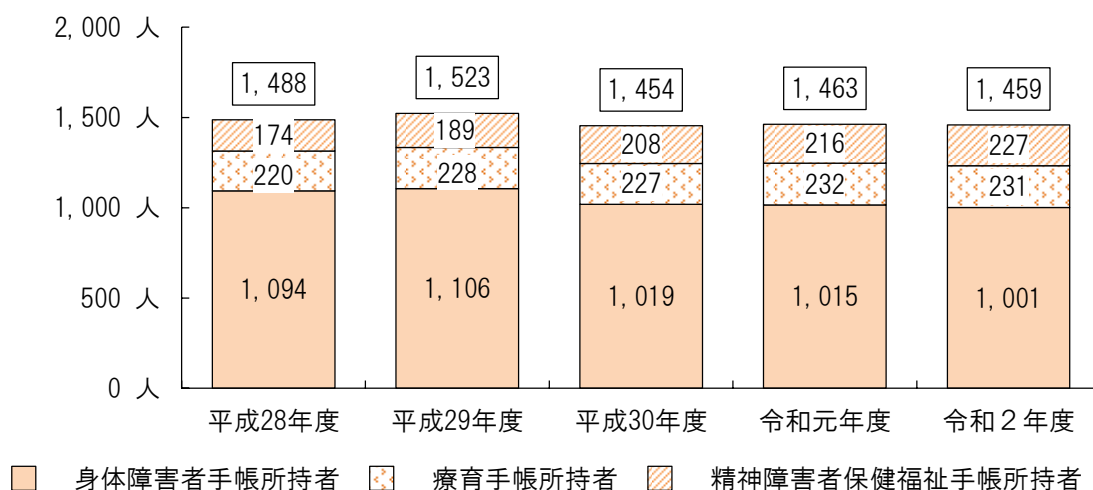
本市の総人口は、年々減少傾向にあり、令和2年度には29,930人と、30,000人を下回りました。年齢3区分別にみると、「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」が減少傾向、「高齢者人口（65歳以上）」が増加傾向にあります。令和2年度には、「年少人口（0～14歳）」が3,237人（10.8%）、「生産年齢人口（15～64歳）」が17,799人（59.5%）、「高齢者人口（65歳以上）」が8,894人（29.7%）となっています。また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和2年度には29.7%に達しています。

(2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳の種類別 手帳所持者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
合計	1,488 人	1,523 人	1,454 人	1,463 人	1,459 人
身体障害者手帳所持者数	1,094 人	1,106 人	1,019 人	1,015 人	1,001 人
療育手帳所持者数	220 人	228 人	227 人	232 人	231 人
精神障害者 保健福祉手帳所持者数	174 人	189 人	208 人	216 人	227 人

(各年 10 月 1 日現在)



資料：都留市福祉課調べ

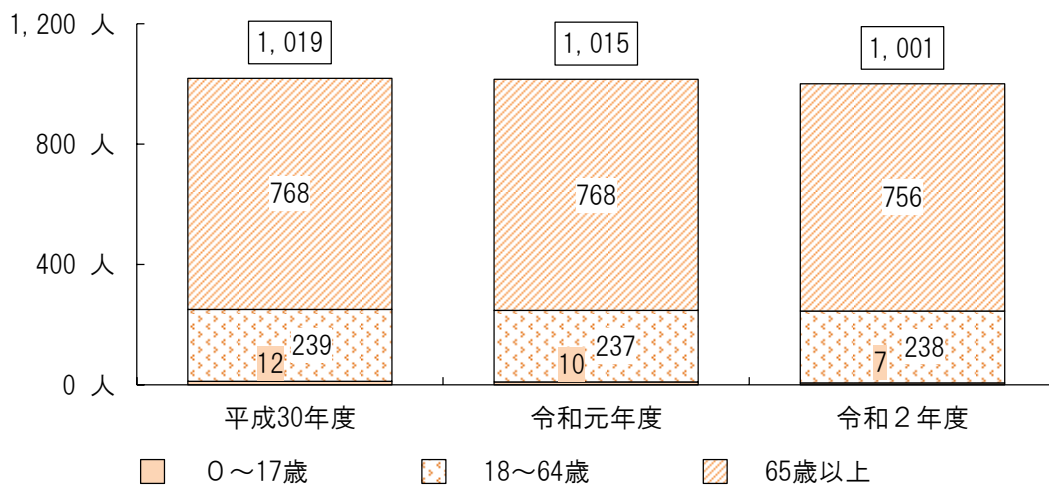
障害者手帳所持者の推移をみると、年度によって多少の増減はあるものの、1,500 人前後で推移しています。障害者手帳の種類別でみると、「身体障害者手帳所持者」が平成 30 年度以降減少傾向、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向にあります。令和 2 年度には、「身体障害者手帳所持者」が 1,001 人、「療育手帳所持者」が 231 人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が 227 人で、合計 1,459 人となっています。

(3) 障害者手帳所持者の状況

年齢3区分別 身体障害者手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳所持者	1,019人	1,015人	1,001人
0～17歳	12人	10人	7人
18～64歳	239人	237人	238人
65歳以上	768人	768人	756人

(各年10月1日現在)



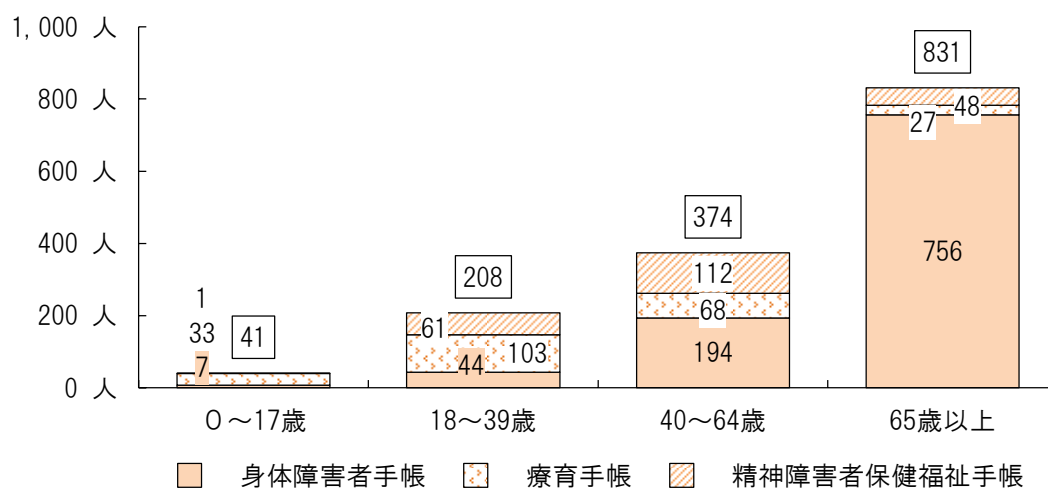
資料：都留市福祉課調べ

年齢3区分別の身体障害者手帳所持者は、令和2年度には、「0～17歳」が7人、「18～64歳」が238人、「65歳以上」が756人で、合計1,001人となっています。また、「65歳以上」の身体障害者手帳所持者が目立つように、平成30年度以降、「65歳以上」の身体障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者全体の75%以上を占めています。

年齢4区分別・障害者手帳の種類別 障害者手帳所持者数の状況

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
障害者手帳所持者数	41人	213人	374人	831人
身体障害者手帳所持者数	7人	44人	194人	756人
療育手帳所持者数	33人	103人	68人	27人
精神障害者 保健福祉手帳所持者数	1人	66人	112人	48人
上記のうち、 身体障害者手帳と 療育手帳の両方の所持者数	1人	14人	8人	5人

(令和2年10月1日現在)



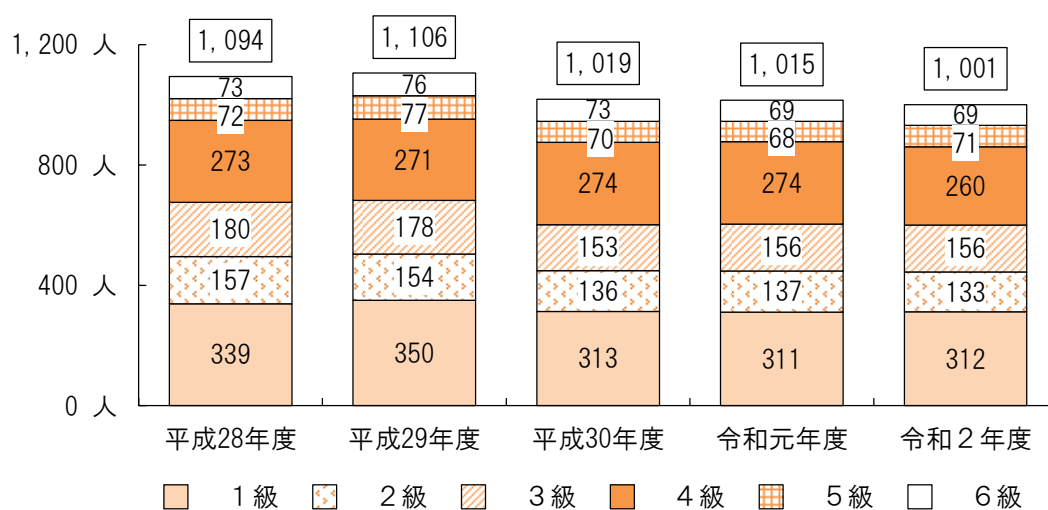
資料：都留市福祉課調べ

令和2年度の障害者手帳所持者は、1,459人（重複あり）となっています。年齢4区分別・障害者手帳の種類別にみると、0～17歳、18～39歳において「療育手帳」が最も多くなっているのに対し、40～64歳、65歳以上においては「身体障害者手帳」が最も多くなっています。中でも、65歳以上における「身体障害者手帳」は756人と、市内の障害者手帳所持者の半数を占めています。

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳所持者	1,094人	1,106人	1,019人	1,015人	1,001人
1級	339人	350人	313人	311人	312人
2級	157人	154人	136人	137人	133人
3級	180人	178人	153人	156人	156人
4級	273人	271人	274人	274人	260人
5級	72人	77人	70人	68人	71人
6級	73人	76人	73人	69人	69人

(各年10月1日現在)



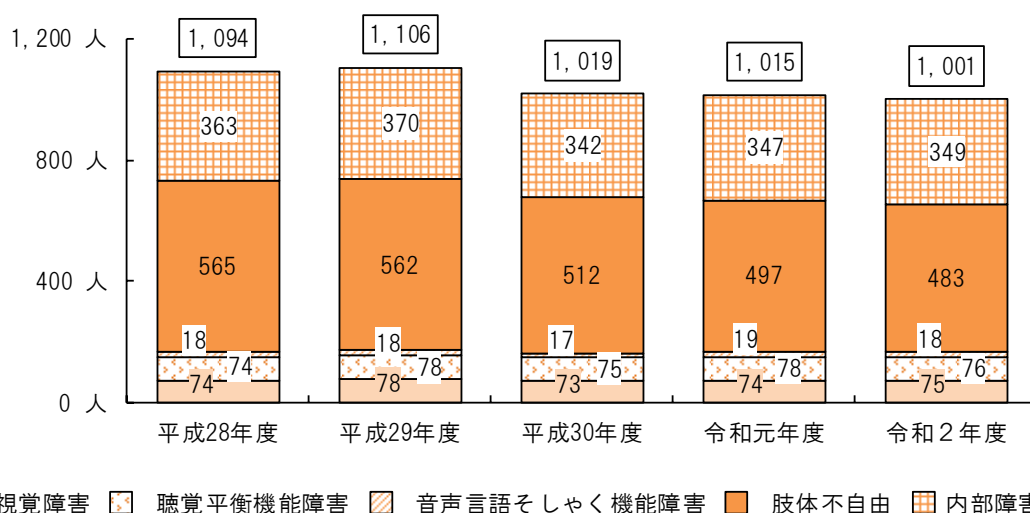
資料：都留市福祉課調べ

等級別の身体障害者手帳所持者の推移をみると、全ての等級はほぼ横ばいで推移しています。

障害種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳所持者	1,094人	1,106人	1,019人	1,015人	1,001人
視覚障害	74人	78人	73人	74人	75人
聴覚平衡機能障害	74人	78人	75人	78人	76人
音声言語そしゃく機能障害	18人	18人	17人	19人	18人
肢体不自由	565人	562人	512人	497人	483人
内部障害	363人	370人	342人	347人	349人

(各年10月1日現在)



資料：都留市福祉課調べ

障害種類別の身体障害者手帳所持者の推移をみると、「肢体不自由」は減少傾向にあるものの、その他の障害はほぼ横ばいで推移しています。

障害種類別・等級別 身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	総数
身体障害者 手帳所持者	75 人	76 人	18 人	483 人	349 人	1,001 人
1 級	25 人	0 人	0 人	83 人	204 人	312 人
2 級	20 人	18 人	0 人	91 人	4 人	133 人
3 級	4 人	8 人	12 人	85 人	47 人	156 人
4 級	8 人	19 人	6 人	133 人	94 人	260 人
5 級	17 人	1 人	0 人	53 人	0 人	71 人
6 級	1 人	30 人	0 人	38 人	0 人	69 人

(令和2年10月1日現在)

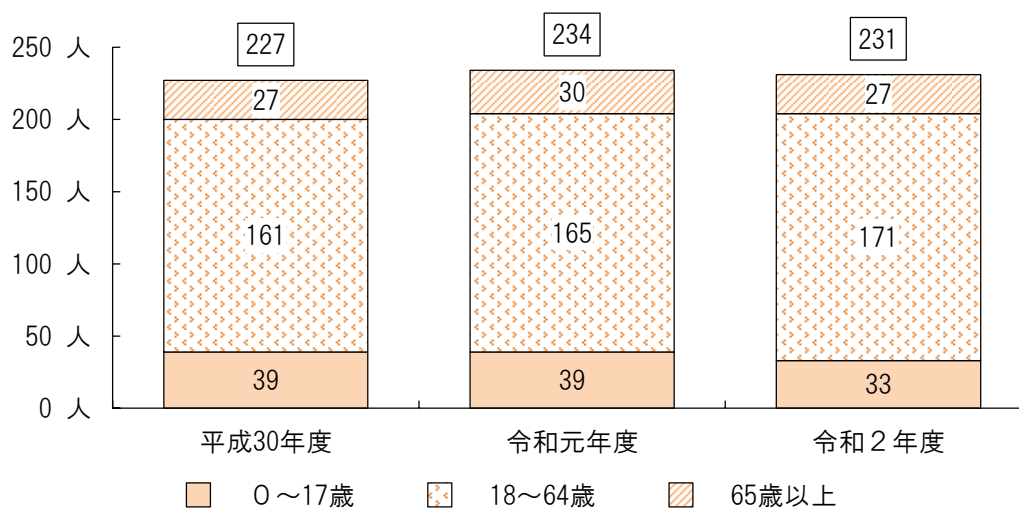
資料：都留市福祉課調べ

令和2年度の障害種類別・等級別の身体障害者手帳所持者は、音声言語そしゃく機能障害の3級（66.7%）、内部障害の1級（58.5%）がそれぞれの障害の総数の半数以上を占めています。また、『重度』（1級+2級）は、内部障害で208人（59.6%）と、約6割と多くなっています。

年齢3区分別 療育手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳所持者	227人	234人	231人
0～17歳	39人	39人	33人
18～64歳	161人	165人	171人
65歳以上	27人	30人	27人

(各年10月1日現在)



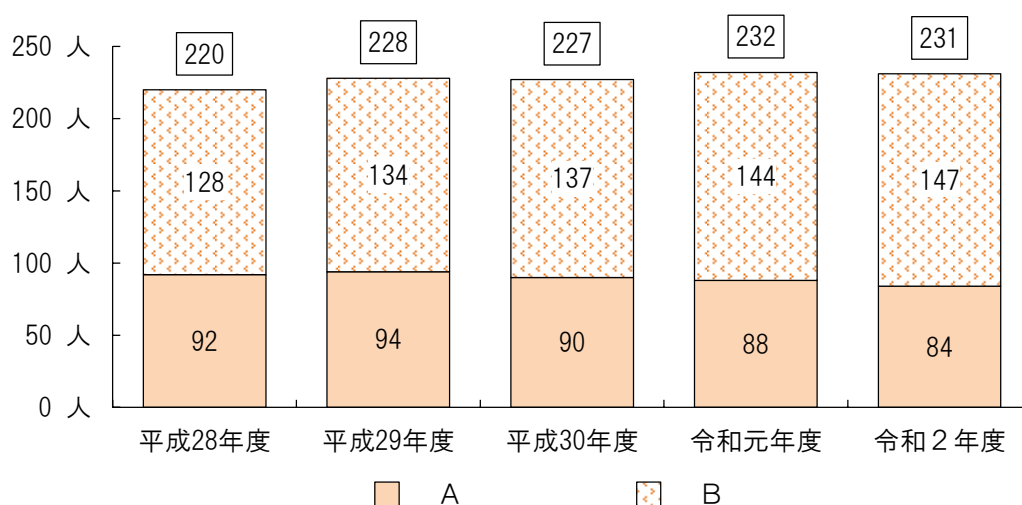
資料：都留市福祉課調べ

年齢3区分別の療育手帳所持者の推移をみると、「0～17歳」が減少傾向、「18～64歳」が増加傾向、「65歳以上」が横ばいで推移しています。令和2年度は、「0～17歳」が33人、「18～64歳」が171人、「65歳以上」が27人で、合計231人となっています。

障害の程度別 療育手帳所持者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
療育手帳所持者	220 人	228 人	227 人	232 人	231 人
A	92 人	94 人	90 人	88 人	84 人
B	128 人	134 人	137 人	144 人	147 人

(各年 10 月 1 日現在)



資料：都留市福祉課調べ

障害の程度別の療育手帳所持者の推移をみると、「A」は平成 30 年度以降減少傾向、「B」は平成 28 年度以降増加傾向にあります。令和 2 年度は、「A」が 84 人、「B」が 147 人で、合計 231 人となっています。

年齢 4 区分別・障害の程度別 療育手帳所持者数の状況

	総数	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上
療育手帳所持者	231 人	33 人	103 人	68 人	27 人
A	84 人	7 人	28 人	33 人	16 人
B	147 人	26 人	75 人	35 人	11 人

(令和 2 年 10 月 1 日現在)

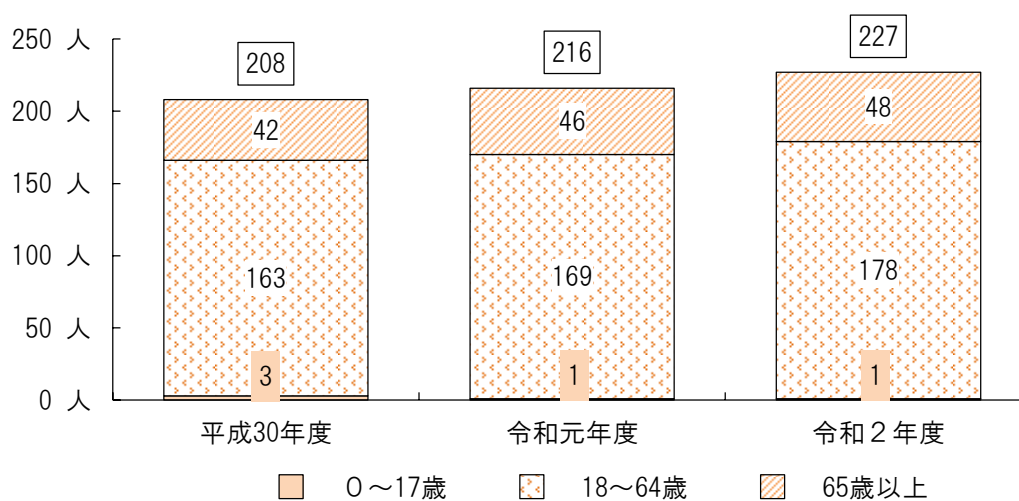
資料：都留市福祉課調べ

令和 2 年度の年齢 4 区分別・障害の程度別の療育手帳所持者は、0～17 歳、18～39 歳において「B」が大半を占めているものの、40～64 歳、65 歳以上においては「A」と「B」がほぼ同数となっています。

年齢3区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者 保健福祉手帳所持者	208人	216人	227人
0～17歳	3人	1人	1人
18～64歳	163人	169人	178人
65歳以上	42人	46人	48人

(各年10月1日現在)



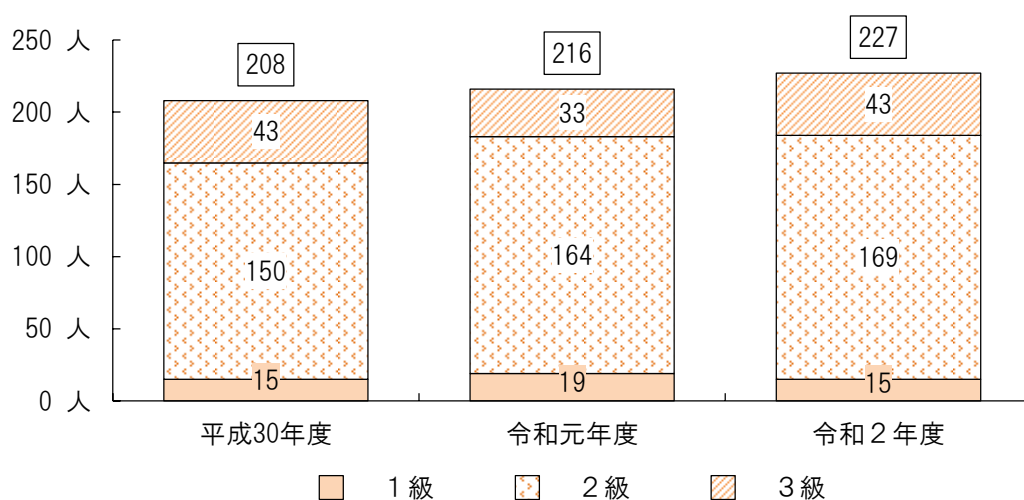
資料：都留市福祉課調べ

年齢3区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、「0～17歳」が横ばい、「18～64歳」、「65歳以上」が増加傾向にあります。令和2年度においては平成30年度より19人増加しています。

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者 保健福祉手帳所持者	208人	216人	227人
1級	15人	19人	15人
2級	150人	164人	169人
3級	43人	33人	43人

(各年10月1日現在)



資料：都留市福祉課調べ

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、「1級」、「3級」は横ばい、「2級」が増加傾向にあります。また、令和2年度は「1級」が15人、「2級」が169人、「3級」が43人で、合計227人と、平成30年度以降最も多くなっています。

年齢4区分別・等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
精神障害者 保健福祉手帳所持者	227人	1人	66人	112人	48人
1級	15人	0人	3人	6人	6人
2級	169人	0人	44人	88人	37人
3級	43人	1人	19人	18人	5人

(令和2年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ

令和2年度の年齢4区分別・等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者は、人数の少ない0～17歳を除いた年齢区分すべてにおいて「2級」が大半を占めています。

(4) 就学の状況

障害児学級の状況（小学校）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
設置校数	5校	6校	6校	6校	6校
学級数	8級	10級	8級	9級	9級
児童数	17人	18人	16人	18人	17人

資料：「学校基本調査」（各年5月1日現在）

小学校の障害児学級の状況は、上表の通りです。

設置校数・学級数は年度によって異なりますが、児童数は17人前後で推移しており、令和2年度は6校・9級・17人となっています。

障害児学級の状況（中学校）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
設置校数	3校	3校	3校	3校	3校
学級数	6級	7級	7級	7級	5級
生徒数	16人	15人	14人	14人	13人

資料：「学校基本調査」（各年5月1日現在）

中学校の障害児学級の状況は、上表の通りです。

設置校数は3校、学級数は5～7級、生徒数は15人前後で推移しており、令和2年度は3校・5級・13人となっています。

通級指導教室の状況（小学校）

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童数	36人	33人	34人	39人	42人

資料：「特別支援学級学級編成」（各年1月中）

通級指導教室の児童数は、平成30年度以降増加傾向にあり、令和2年度には42人となっています。

支援学校の状況

やまびこ支援学校	平成 28年度			平成 29年度			平成 30年度			令和 元年度			令和 2年度		
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高
児童数（都留市在住）	6	11	11	7	7	18	7	7	13	5	6	17	6	5	10
合計	28人			32人			27人			28人			21人		

資料：都留市福祉課調べ

都留市在住の支援学校の児童数は、令和元年度までは30人前後で推移していますが、令和2年度では減少し21人となっています。

(5) 重度心身障害者医療費助成者の状況

障害年金による重度心身障害者医療費助成者の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
障害年金受給者数の合計	175人	191人	189人	184人	182人
障害者手帳所持者数	85人	99人	113人	114人	110人
障害者手帳不所持者数	90人	92人	76人	70人	71人
障害者手帳不所持者の割合	51.4%	48.2%	40.2%	38.0%	39.0%

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ

障害年金による重度心身障害者医療費助成者の推移をみると、障害者手帳所持者・障害者手帳不所持者の合計は平成30年度以降減少傾向にあります。また、障害者手帳所持者は増加傾向にあったものの、令和2年度で減少に転じています。

(6) 難病患者の状況

特定疾患医療給付受給者の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合計	158人	176人	169人	184人	192人
特定疾患	143人	160人	150人	162人	170人
小児慢性特定疾患	15人	16人	19人	22人	22人

資料：富士・東部保健福祉事務所（各年4月1日現在）

特定疾患医療給付受給者の推移をみると、小児慢性特定疾患は増加傾向にあり、令和2年度は、特定疾患が170人、小児慢性特定疾患が22人で、合計192人となっています。

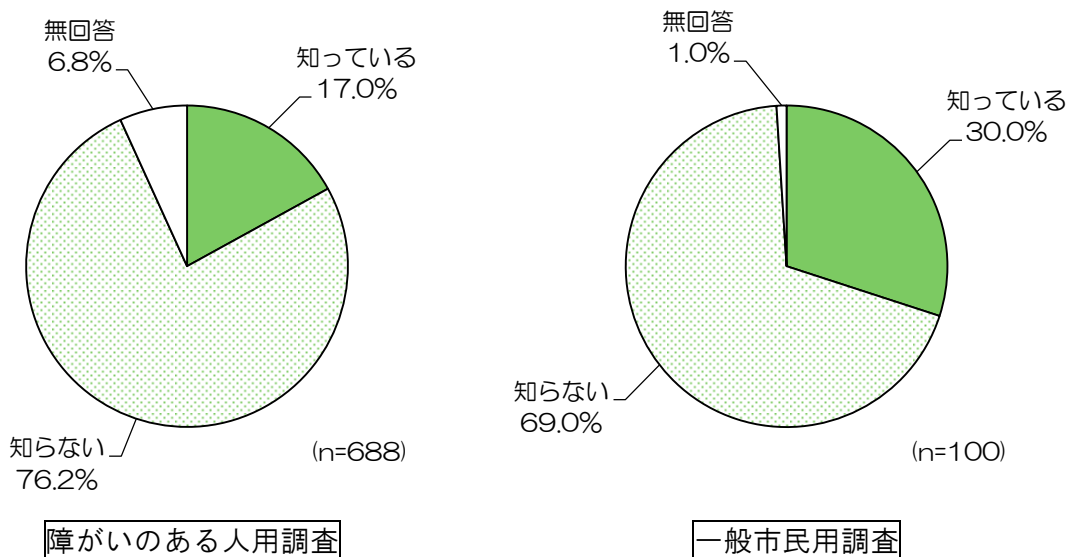
2 アンケート調査結果からみる障がいのある人の現状

調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示しています。
- 百分率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100％にならないことがあります。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- 設問文や選択肢が長い場合、グラフ上では省略して表記していることがあります。
- この調査結果は抜粋のため、調査したすべての項目について掲載しているわけではありません。

相互理解と権利擁護の推進

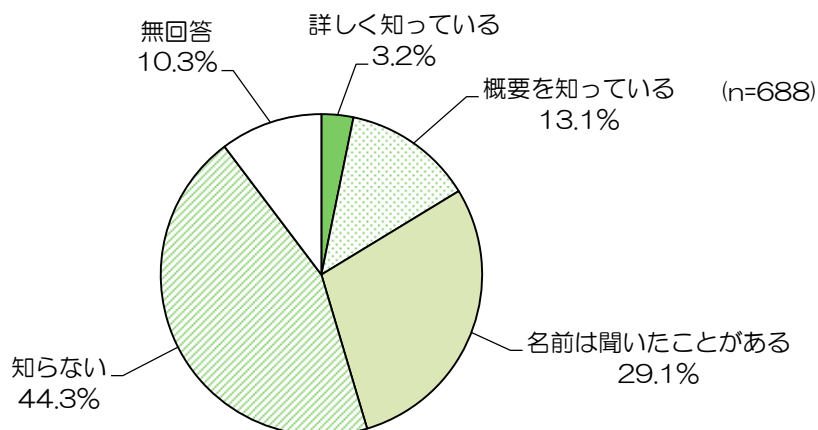
■ ヘルプカードの認知（障がいのある人用調査・一般市民用調査）



障がいのある人用調査のヘルプカードの認知については、「知っている」が17.0%、「知らない」が76.2%となっています。

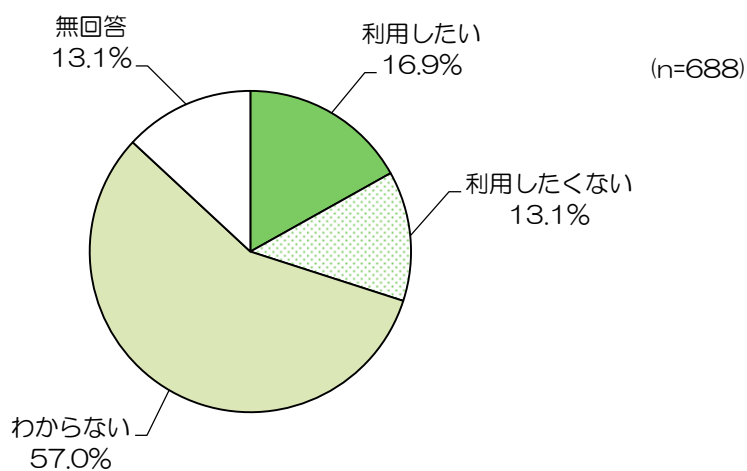
一般市民用調査のヘルプカードの認知については、「知っている」が30.0%、「知らない」が69.0%となっています。

■ 成年後見制度の認知（障がいのある人用調査）



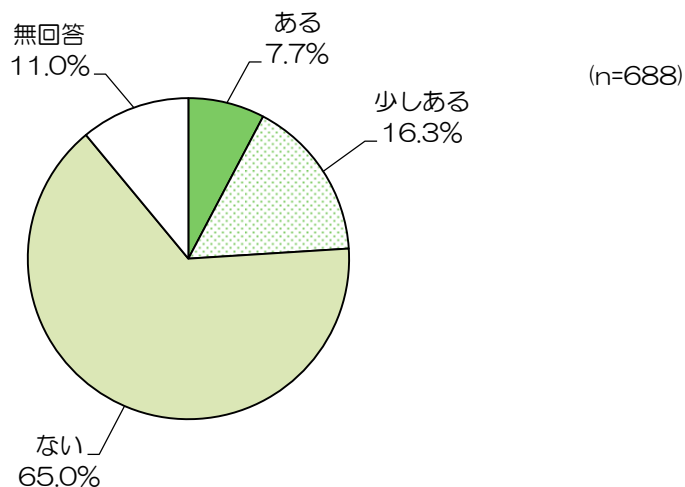
成年後見制度の認知については、「詳しく知っている」が 3.2%、「概要を知っている」が 13.1%、「名前は聞いたことがある」が 29.1%、「知らない」が 44.3%となっています。

■ 成年後見制度を利用したいか（障がいのある人用調査）



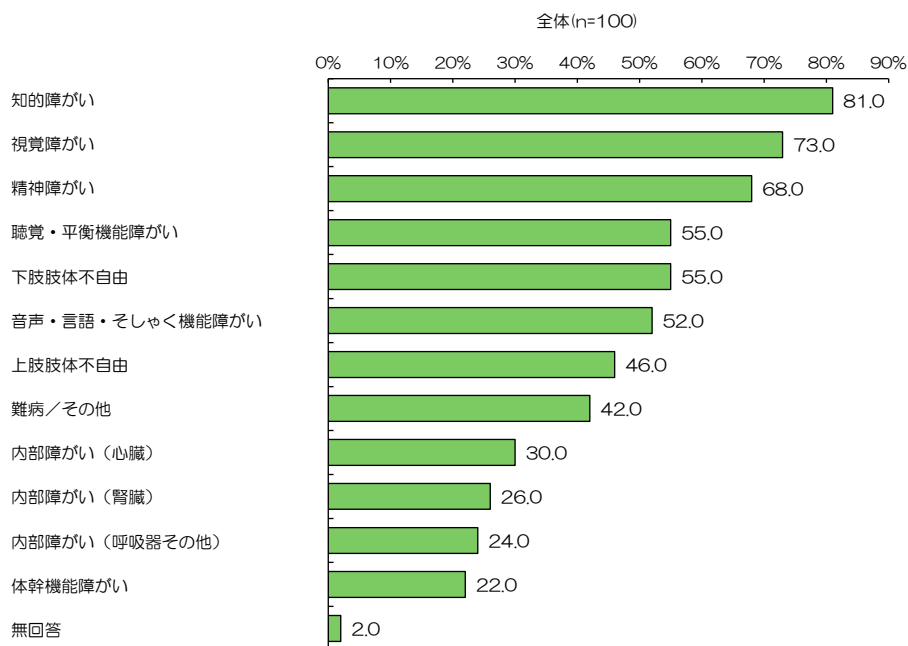
成年後見制度を利用したいかについては、「利用したい」が 16.9%、「利用したくない」が 13.1%、「わからない」が 57.0%となっています。

■ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験（障がいのある人用調査）



障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」が 7.7%、「少しある」が 16.3%、「ない」が 65.0%となっています。

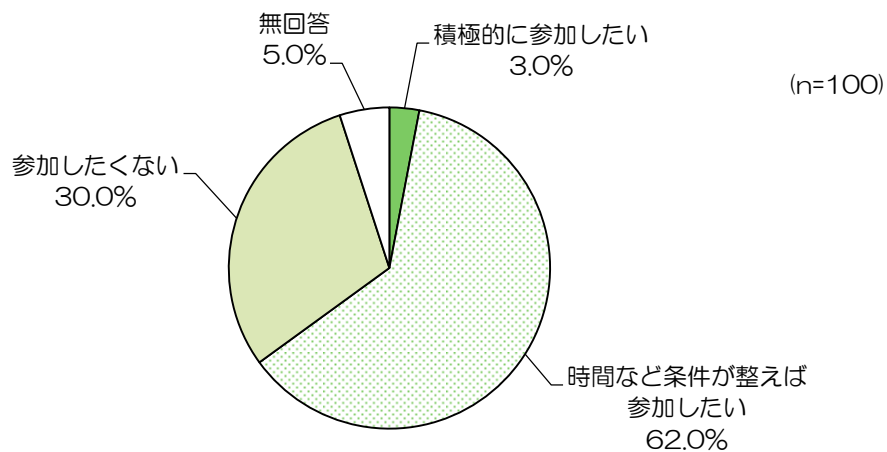
■ 知っている、聞いたことのある障がい（一般市民用調査）（複数回答可能）



知っている、聞いたことのある障がいについては、「知的障がい」が 81.0%と最も多く、次いで「視覚障がい」が 73.0%、「精神障がい」が 68.0%などとなっています。

協働体制の整備

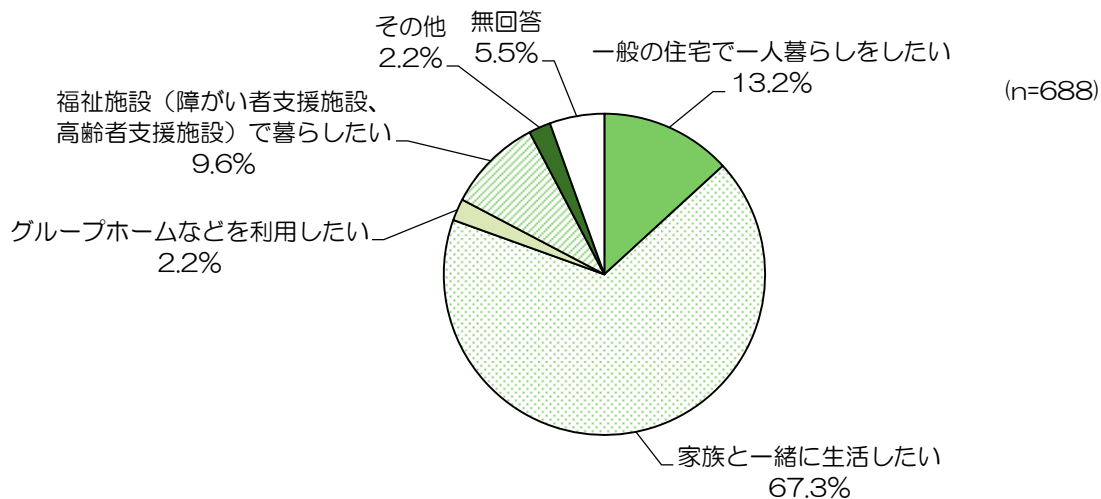
■ 障がいのある人との交流会やボランティア活動の参加（一般市民用調査）



障がいのある人との交流会やボランティア活動の参加については、「積極的に参加したい」が3.0%、「時間など条件が整えば参加したい」が62.0%、「参加したくない」が30.0%となっています。

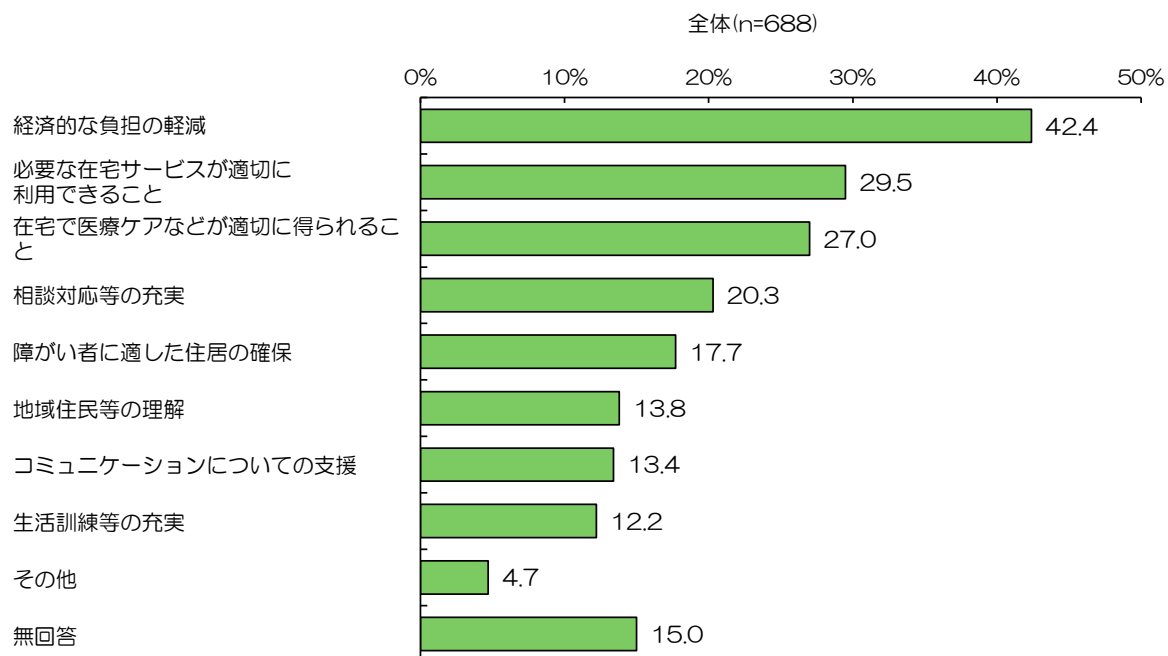
福祉サービスの充実

■ 今後3年以内どのように暮らしたいか（障がいのある人用調査）



今後3年以内どのように暮らしたいかについては、「家族と一緒に生活したい」が67.3%と最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が13.2%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が9.6%などとなっています。

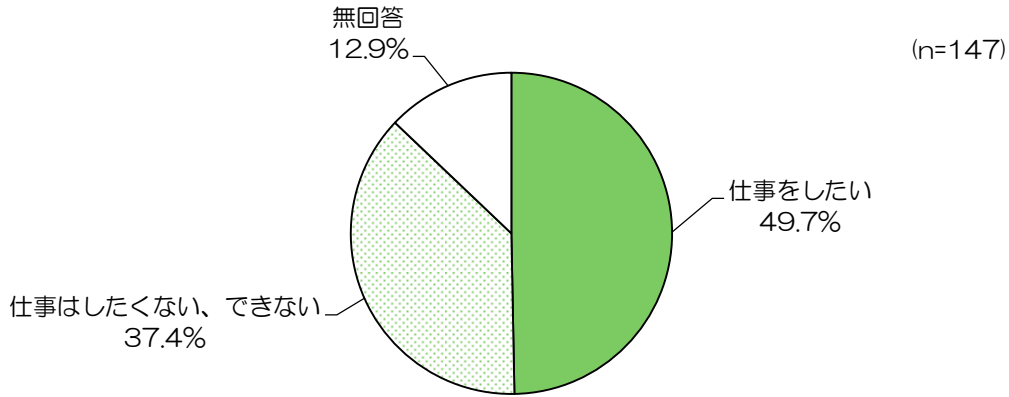
■ 希望する暮らしを送るための支援（障がいのある人用調査）



希望する暮らしを送るための支援については、「経済的な負担の軽減」が42.4%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が29.5%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が27.0%などとなっています。

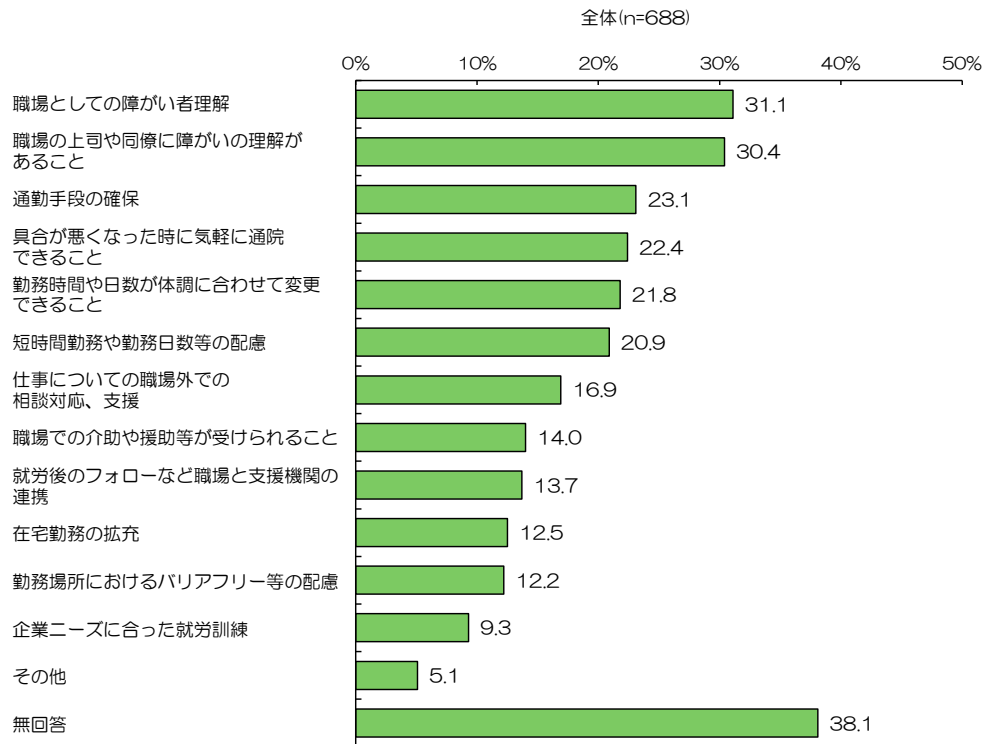
雇用・就労の支援

- (収入を得て仕事をしていない18~64歳の人) 収入を得る仕事をしたいか
(障がいのある人用調査)



収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が 49.7%、「仕事はしたくない、できない」が 37.4%となっています。

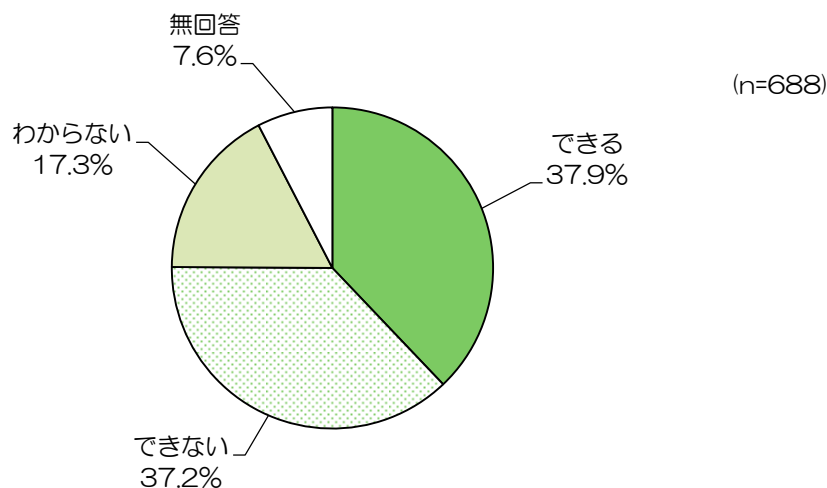
- 障がいのある方に必要な就労支援 (障がいのある人用調査) (複数回答可能)



障がいのある方に必要な就労支援については、「職場としての障がい者理解」が 31.1%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 30.4%、「通勤手段の確保」が 23.1%などとなっています。

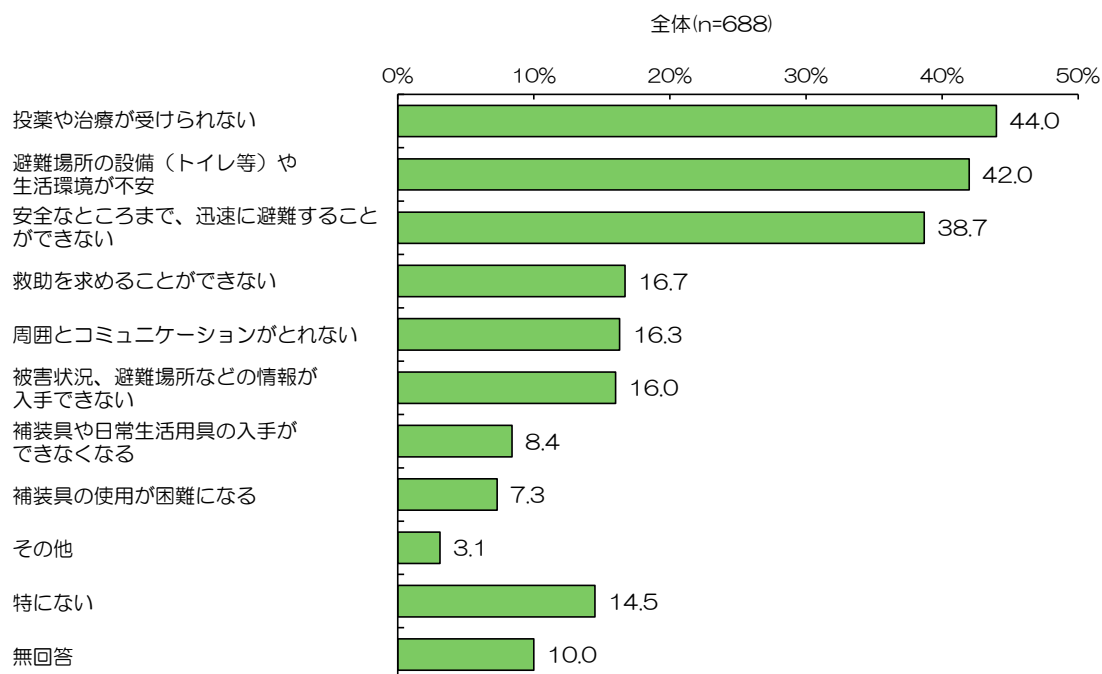
生活環境の整備

■ 災害時の一人での避難（障がいのある人用調査）



災害時の一人での避難については、「できる」が37.9%、「できない」が37.2%、「わからない」が17.3%となっています。

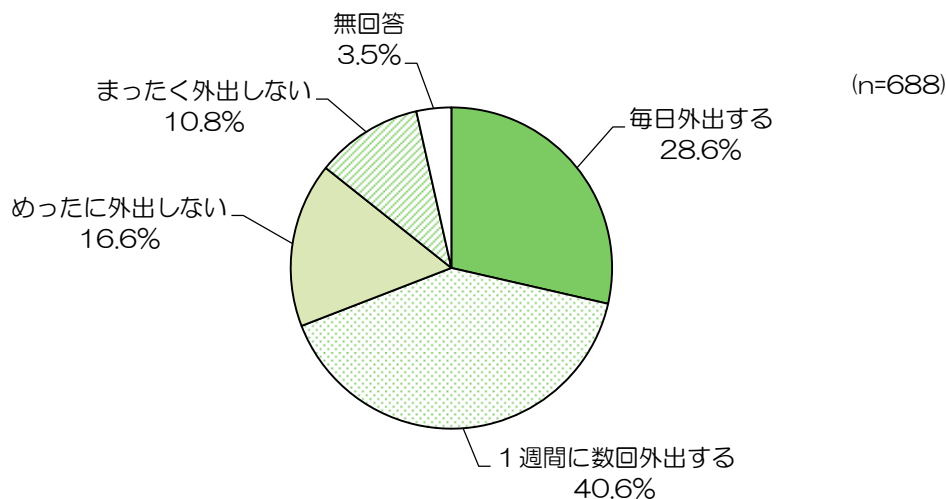
■ 災害時に困ること（障がいのある人用調査）（複数回答可能）



災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が44.0%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が42.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.7%などとなっています。

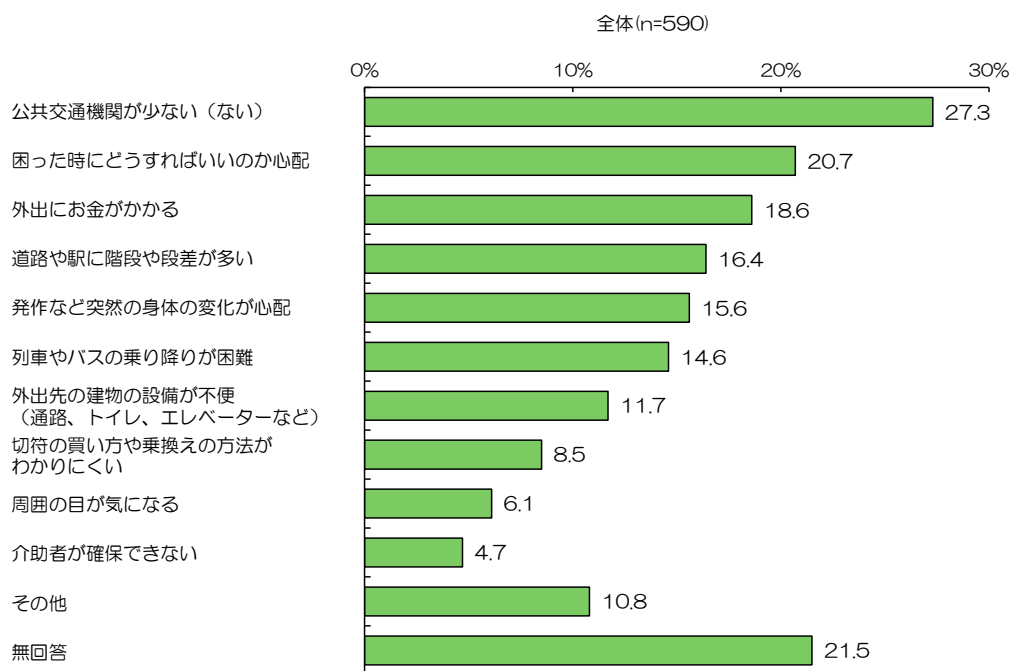
社会参加の促進

■ 1週間の外出頻度（障がいのある人用調査）



1週間の外出頻度については、「毎日外出する」が28.6%、「1週間に数回外出する」が40.6%、「めったに外出しない」が16.6%、「まったく外出しない」が10.8%となっています。

■ （外出する人）外出時に困ること（障がいのある人用調査）（複数回答可能）



外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が27.3%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいの心配」が20.7%、「外出にお金がかかる」が18.6%などとなっています。

3 計画策定における課題の整理

統計データ、アンケート調査結果及び策定委員会等での検討結果に基づき、本市の課題を以下のように整理しました。本計画では、これらの課題解決に向けて取り組んでいきます。

1 相互理解と権利擁護の推進

◎障がい者への差別の解消

障がいがあることで差別されたり嫌な思いをした経験が「ある」人の割合

平成 26 年	平成 29 年	令和 2 年
14.1%	12.0%	7.7%

◎ヘルプカードの認知度の向上

ヘルプカードの認知

	知っている	知らない
障がいのある人用調査	17.0%	76.2%
一般市民用調査	30.0%	69.0%

◎成年後見制度の利用促進

成年後見制度を利用したいか

利用したい	利用したくない	わからない
16.9%	13.1%	57.0%

差別などの経験がある人の割合は平成 26 年以降低下しており、差別解消に向けた取り組みに一定の効果があったと考えられるため、今後も継続して取り組むことが重要となります。

福祉課で配布しているヘルプカードの認知度は高くないのが現状です。ヘルプカードに限らず、障がいのある方もない方も支え合って暮らせるように取り組み、啓発をしていくことが重要です。

成年後見制度の利用意向は高くないですが、障がいのある人や高齢者の権利擁護を推進するため、今後まずは内容の周知などから普及をしていくことが必要です。

2 協働体制の整備

◎障がいのある人との交流機会の充実

障がいがある人との交流会やボランティア活動の参加

	平成 29 年	令和 2 年
積極的に参加したい	2.5%	3.0%
時間など条件が整えば参加したい	46.9%	62.0%

障がいがある人との交流会やボランティア活動については、「積極的に参加したい」人は少ない結果ですが、「時間など条件が整えば参加したい」人は増加しています。まずはなるべく多くの人が参加できるような機会の検討が必要となっています。

3 福祉サービスの充実

◎今後3年以内どのように暮らしたいか

今後3年以内どのように暮らしたいか

一般の住宅で一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活したい	福祉施設で暮らしたい + グループホームなどを利用したい
13.2%	67.3%	11.8%

◎希望する暮らしを送るために必要な支援の充実

希望する暮らしを送るための支援の上位3項目

第1位	第2位	第3位
経済的な負担の軽減 (42.4%)	必要な在宅サービスが適切に利用できること (29.5%)	在宅で医療ケアなどが適切に得られること (27.0%)

在宅での暮らしを希望する障がいのある人が多くなっています。住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な支援やサービスが利用できるように促進していきます。

4 保健医療の充実

◎医療を必要とする障がいのある人への支援の充実

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定疾患医療給付受給者	169人	184人	192人
重度心身障害者医療費助成者	189人	184人	179人

今後、障がいのある人の高齢化に伴い、医療的ニーズが増していく可能性があります。必要な医療的支援が受けられるように体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係部門が連携して体制整備を進めていく必要があります。

5 教育の充実

◎障がいのある子どもとその家族への支援体制の促進

障がいのある子どもの就学状況の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児学級の児童数（小学校）	16人	18人	17人
障害児学級の生徒数（中学校）	14人	14人	13人
通級指導教室の児童数（小学校）	34人	39人	42人
支援学校の児童数（都留市在住）	27人	28人	21人

障がいのある子どもが乳幼児期から学校卒業まで一貫して、障がいに応じた教育、療育を受けられるように、相談体制などの整備を促進していくことが重要です。

6 雇用・就労の支援

◎就労環境の整理と職場での理解の促進

必要だと思う障がい者の就労支援の上位3項目

第1位	第2位	第3位
職場としての障がい者理解 (31.1%)	職場の上司や同僚に障がいの理解があること (30.4%)	通勤手段の確保 (23.1%)

障がいのある人が就労を継続していくためには、職場における障がいに対する理解が必要不可欠です。また、通勤手段の確保といった移動支援も必要となっています。

7 生活環境の整備

◎要支援者の把握

災害時に一人で避難できるか

できる	できない	わからない
37.9%	37.2%	17.3%

◎災害時避難体制の整備

災害時に困ることの上位3項目

第1位	第2位	第3位
投薬や治療が受けられない (42.4%)	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 (29.5%)	安全なところまで、迅速に避難することができない (27.0%)

災害が発生した際に一人で避難できない障がいのある人がいるため、要支援者を把握しておくことが重要です。また、障がいに配慮した避難体制を日頃から検討していくことが重要です。

8 社会参加の促進

◎外出や移動等の支援の充実

外出時に困ることの上位3項目

第1位	第2位	第3位
公共交通機関が少ない（ない） (27.3%)	困ったときにどうすればいいの心配 (20.7%)	外出にお金がかかる (18.6%)

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、外出する際の困難を減らしていくことは重要です。

第3章 計画の理念と基本方針

1 基本理念

本計画の基本理念は、本市の最上位計画である長期総合計画の福祉分野の方向を示す「育みます！ 優しさと元気のまち」を勘案するとともに、地域の誰もが支え合い、助け合いつくる地域共生社会の実現を目指して、以下の通り定めます。

誰もが優しさをもってふれあい、 地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち

2 計画の基本方針

障がいのある人を取り巻く環境の変化や課題に対応し、基本理念で掲げた社会を実現するための本市の障がい者施策の方向性を示すものとして次の項目に基づき施策展開を図ります。

(1) 誰もが暮らしやすいふれあいのまちづくり

様々な活動を通して障がいや障がいのある人への理解を深めることにより、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指し、社会のなかにあるバリアを取り除くために障がいのある人に合理的配慮の提供を行い、障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりを推進します。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、各種サービスを始めとした支援の充実を図るとともに、障がいへの理解を促進するための教育を推進します。また、防災や防犯への対応を的確かつ迅速に行えるように体制を整備します。

(3) 自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で健康に、自分らしく暮らせる社会の実現を目指して、保健・医療の充実による健康づくりを支援します。また、社会参加しやすい環境の構築を進めるとともに、就労支援を実施して、生きがいをもって暮らせる生活を支援します。

第2部 障害者計画

第1章 計画の体系

誰もが優しさをもってふれあい、
地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち

1 相互理解と権利擁護の推進

- (1) 障がいへの理解の推進
- (2) 相互交流の推進
- (3) 相談・支援体制の充実と連携
- (4) 差別の解消及び権利擁護の推進

2 協働体制の整備

- (1) NPO、ボランティア等の活動の推進
- (2) 障がい当事者活動の支援
- (3) 当事者団体、家族会活動の支援

3 福祉サービスの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実
- (2) 暮らしの場の確保
- (3) 福祉手当等制度の活用促進
- (4) 地域を支えるマンパワーの確保

4 保健医療の充実

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- (2) 医療・医学的リハビリテーション等の充実

5 教育の充実

- (1) 切れ目のない教育的支援体制の整備

6 雇用・就労の支援

- (1) 就労の場の確保
- (2) 就労に向けた支援施策の推進

7 生活環境の整備

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 防災対策等の推進

8 社会参加の促進

- (1) 情報アクセシビリティの推進
- (2) スポーツ・文化・芸術活動の振興
- (3) 外出や移動等の支援の充実

第2章 施策の展開

1 相互理解と権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、地域のなかで自分らしく暮らせるまちづくりを目指して、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動や施策の展開を図ります。

障がいのある人が、自分らしく生活していくため、意思決定などの支援を行う成年後見制度などの利用促進に努めます。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障がい者基幹相談支援センターにおける相談支援体制の充実・強化を図り、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めます。

(1) 障がいへの理解の推進

① 広報活動の充実

「広報つる」・市ホームページ・「つるの福祉」や、パンフレット等を積極的に活用し、障がいや障がいのある人に関する正しい知識と理解を広めます。

② 障害者週間の啓発

障害者週間（12月3日から12月9日）を中心に、障がいのある人を取り巻く問題について、それぞれの立場で考え、参画していただくための広報活動や交流等を行い、障害者週間をより有意義なものにします。

③ 障がい者団体等の活動に対する普及啓発

ノーマライゼーションの促進のため、障がい者団体が主催する各種行事等を支援し、障がいのある人に関する十分な理解及び相互交流の促進を図ります。

④ 職員の研修

すべての職員が障がいや障がいのある人への理解を深めるため、職員研修等の充実に努め、窓口サービスをはじめとする障がい者福祉の向上を図ります。また、障害者差別解消法に基づく職員対応要領を定め、対応する職員の接遇技術向上等を図り、合理的配慮の提供に努めます。

⑤ ヘルプカードの普及促進

障がいのある方など援助や配慮を必要としている方が携帯し、緊急時や日常生活の中で、周囲に必要な支援を求めるためのヘルプカードを配布しており、今後も利用促進と普及に努めます。

⑥障がい児（者）理解教育の充実

児童・生徒に対し、障がいと障がいのある人に対する正しい認識が持てるよう、福祉講話の実施などにより障がい児（者）理解教育の充実を図ります。また、保健・医療・福祉・教育などの行政機関や社会福祉協議会等との連携を強化し、家庭・学校・職場等地域社会のあらゆる場面において福祉教育の充実を図ります。

（２）相互交流の推進

①交流教育・交流活動の推進

障がいのある児童・生徒と、普通学級の児童・生徒たちが共に活動する機会を充実し、相互理解を深めるとともに、将来、地域社会で協力し支え合っていくための意識を育むための交流教育及び交流活動を促進します。さらに、障がいのある人に対する理解を深めるため、保育園児などの障害児施設の訪問を実施し、障がいのある児童との交流を図ります。

②地域交流の促進

障がいのある人と障がいのない人との交流を通じ、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれの地域の実情に応じた多様な交流、ふれあいの機会を提供し、障がいのある人の社会参加を促進します。

③市主催行事への参加と交流

市が主催する各種行事に障がいのある人が積極的に参加し、市民との交流が活発に行われるよう、企画、実施過程からの合理的配慮やボランティア等の協力体制の充実を推進します。



(3) 相談・支援体制の充実と連携

①相談支援の充実

障がいのある人、障がいのある児童の保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、福祉サービスの利用支援、関係機関等の連絡調整を行うなど、連携してサポートしていただけるよう相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおける相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。また、障がいのある人や障がいのある児童の自立した生活を支援し、障がいのある人や障がいのある児童の保護者または介護者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援していくため、計画相談支援の充実を図ります。

②児童相談の充実

障がいのある児童を含めた児童に関するすべての問題について、子育て相談窓口において、保健師、家庭相談員等が各関係機関と連携し、相談に応じています。また、令和3年度には、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談・支援体制の強化を図ります。

③社会福祉協議会の充実

社会福祉を目的とした事業を企画し、実施する民間団体としての社会福祉協議会が、福祉サービスを必要とする市民に対し在宅福祉を中心とした地域福祉活動を行うにあたり、支援、指導を行います。

④地域福祉の計画的推進

地域の特性に応じた、きめ細かな福祉サービスを提供するため、福祉、保健、医療等の連携を図りながら、地域ケア会議や個別支援会議を充実させるなかで、個々の要援護者に対応した適切な福祉、保健、医療サービスが総合的に提供できる支援体制の確立を推進します。



(4) 差別の解消及び権利擁護の推進

① 障がい を理由とする差別の解消の促進

平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法が施行されました。障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しながらともに生きる共生社会の実現のため、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止し、社会のなかにあるバリアを取り除くなどの障がいのある人に対する合理的配慮の提供を行うことを目指し、障害者差別地域相談員と連携して相談業務の充実を図ります。また、山梨県障害者幸住条例に基づき、障がいのある人への配慮を積極的に進める「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」の普及に努めます。

② 障がい者虐待防止の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、関係機関との連携を強化するなど、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組み、迅速な支援体制を整備します。

③ 成年後見制度の周知普及・利用促進

障がいがあるために意思決定の際、支援が必要な人、一人ひとりの権利が守られ、地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及・啓発を図り、利用を促進します。また、市広報やパンフレットを活用し、日常生活自立支援事業についても普及・啓発に努め、利用の促進を図ります。また、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。これに基づき成年後見制度利用促進基本計画の策定を検討します。

④ 中核機関の設置・運営

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域の連携ネットワークを段階的・計画的に強化するための中核機関の設置を検討します。中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の 4 つの役割を担う機関として位置づけ、段階的・計画的な整備を目指します。



2 協働体制の整備

共生社会を実現していくためには、行政のみならずNPO、ボランティア等との連携と協働を推進する必要があります。これらの活動を活発化させるため、団体の活動の支援を行います。

障がいのある人が積極的に意見を主張し、社会へのアピールを継続して実施していくことが必要です。このため、市の諸施策の決定過程などにおいて、障がいのある人の意見が適切に示され、検討されるような配慮を促します。

障がいのある本人とその家族が安心して暮らすためには、同じ障がいや病気がある人の集まりである当事者団体や家族会の活動は大変重要です。このため、当事者団体や家族会への支援を行います。

(1) NPO、ボランティア等の活動の推進

① 児童・生徒のボランティア活動普及事業

小・中学校の児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深め、社会奉仕・社会連帯への精神を養うため、ボランティア活動へ積極的に参加する機会づくりを行うとともに、活動を推進します。

② ボランティアセンターの充実

地域のNPO、ボランティア活動の相談窓口、活動推進団体等に対して専門的な情報の提供や研修を行い、さらにボランティア活動推進事業などを行うボランティアセンターの活動を支援します。

③ 精神保健ボランティアの養成

精神障がいのある人への理解を深め、社会奉仕・社会連帯の精神を持った精神保健ボランティアの養成を推進します。

(2) 障がい当事者活動の支援

① 広聴活動の充実

本市の行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるよう、委員会等への参画を推進します。さらに、広く障がいのある人が市政に対し意見が述べられるよう、また、その機会が得られやすくするために、市ホームページの活用を積極的に推進します。

(3) 当事者団体、家族会活動の支援

① 当事者団体、家族会の充実

障がいのある人及びその家族などによる団体活動を支援することにより、障がいのある人の自立と社会参加を図ります。また、各団体が個別に活動を行うだけでなく、交流とネットワークづくりを推進します。

3 福祉サービスの充実

障害者総合支援法の規定による障害福祉サービス等の質的・量的充実を図り、ニーズに合ったサービス提供体制を推進します。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、訪問系サービス等の充実した提供体制を整えます。

施設サービスについては、日中の活動の場と居住の場を分け、日中は生活の訓練や就労に向けた訓練を行うなどのサービスの提供を充実します。

施設入所者や入院している障がいのある人が、地域での生活に移行することができるよう、支援体制の整備を促進します。

障がいのある児童が、障がいの特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障がいのある児童への支援の強化に努めます。

地域で暮らす障がいのある人が、専門分野に携わる人々の支援を受け、安心して生活できるよう、これらマンパワーの確保等支援体制の充実を図ります。

(1) 在宅福祉サービスの充実

①訪問系サービスの充実

住み慣れた地域での生活を支援するため、居宅介護・同行援護・行動援護・重度訪問介護等の訪問系サービスの提供体制の充実を進めます。サービスの提供にあたっては、利用者本位の提供ができるよう、市内をはじめ、近隣の市町村と連携して事業所の充実とともに、サービス量・質の確保に努めます。

②日中活動系サービスの充実

障がいのある人の活動の場や自立に向けた訓練の場を確保するため、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護の充実に努めます。また、日中一時支援の実施や地域活動支援センターを支援することで、障がいのある人の多様な活動の場を提供します。さらに、一時的に在宅での生活が困難となる障がいのある人のための短期入所サービスを提供します。

③補装具費・日常生活用具の給付

障がいのある人のハンディキャップを補い、日常の生活動作を容易にするため、補装具の購入や修理、貸与にかかる費用の助成、日常生活用具の給付を行います。

④移動支援の充実

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出の支援を行うことにより地域での自立支援及び社会参加を促進します。

⑤障がいのある児童への支援の充実

学校在学中の障がいのある児童に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして、放課後等デイサービスの充実に努めます。

また、障がいのある未就学児が身近な地域で支援や療育が受けられるように、児童発達支援事業所の拡充とサービスの充実を促進し、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援などのサービス提供体制の計画的な構築を促進します。また医療的ケアを必要とする障がいのある児童に対する支援体制の整備を図るための協議の場を設置し、関係機関の連携体制の構築を目指します。

⑥地域移行の促進

障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、生活の場としてのグループホームの充実に努めるとともに、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の充実を図り、一人暮らしを希望する方へ、安心して地域で生活することができるよう、自立生活援助などのサービスの提供を促進します。また、長期精神入院患者への相談支援体制の充実やピアサポーター事業の活用促進を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

⑦共生型サービスの推進

これまでの制度では、障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際、今まで利用していた障害福祉サービスを利用できなくなるケースがありましたが、平成29年度の法改正で、障がい者が高齢者になっても、障害福祉サービスと同じ事業所においてサービスの提供が受けられる仕組みが導入されました。障がい者と高齢者が住み慣れた場所で安心して生活していくことができる地域共生社会の実現に向けて、共生型サービスの整備を推進します。

⑧地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の地域生活への移行や重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の事業所が連携して、障がいの特性に応じたきめ細かいサービスを提供できる地域生活支援拠点の整備を行い、機能強化に努めます。

(2) 暮らしの場の確保

①施設への入所支援

保護者の高齢化や入院などにより、地域での生活や、日中に利用する施設への通所が困難な障がいのある人が、安心して暮らしていけるよう、既存施設を中心に入所できる施設の確保に努めます。

②グループホームの設置促進

地域生活へ移行する施設入所者の受け入れ先や、自宅での生活が困難となった障がいのある人の生活の場として、グループホーム等の居住する場の充実に努めます。また、グループホーム等の設置にあたっては、市内にある空き物件等の社会資源の有効活用を検討するとともに、医療機関や県、近隣市町村と連携して、支援を図ります。

(3) 福祉手当等制度の活用促進

① 特別児童扶養手当の支給

特別児童扶養手当の給付について、広報等を通じ周知を図ります。

② 障害児福祉手当の支給

身体または精神に重度の障がい有するため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の人に障害児福祉手当を支給します。

③ 特別障害者手当の支給

身体または精神に重度の障がい有するため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。

④ 心身障害者扶養共済事業の推進

心身障害者扶養共済事業について、広報等を通じ周知を図ります。

⑤ 生活福祉資金の周知

生活福祉資金について、広報等を通じ周知を図ります。

⑥ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得、コミュニケーションの向上など健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

(4) 地域を支えるマンパワーの確保

① 言語聴覚士・保健師・看護師等の養成・確保

将来、市内の医療機関または福祉施設で言語聴覚士、保健師、看護師等の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸与することにより、市内における言語聴覚士、保健師、看護師等の養成・確保を図ります。

② 各種スキルアップ研修会への参加

障害福祉サービス事業等の職員が、共生社会の理念を理解し、障がいのある人やその家族の意思を尊重しながら、必要な支援ができるよう研修会等への参加を促進し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

4 保健医療の充実

保健、医療、福祉、教育との連携を一層強化し、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期療育・早期治療を推進します。

ライフステージに応じて、切れ間ないサービスを提供し、障がいの有無にかかわらず、誰もが心身の健康や体力の維持・増進に取り組める環境づくりを推進します。

障がいのある児童等が、地域で安心して障がいの特性に応じた相談、療育指導などの支援が受けられるよう、各関係機関と連携し、障がいの早期発見や療育支援体制の充実を図ります。

障がいや疾病を軽減し、障がいのある人や患者を支える医療・医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、地域におけるリハビリテーション体制の整備を図ります。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

① 乳幼児健康診査・健康相談等

乳幼児の成長段階に応じて健康診査や、健康相談を実施し、障がいの早期発見と早期治療に結びつけるよう適切な支援を行うとともに、受診率の向上を図ります。

② 妊産婦・新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）

妊産婦及び乳児に対し、保健師・助産師が乳児家庭を全戸訪問し、日常生活上、育児上必要な指導を行い、障がいの早期発見、早期治療等を促進します。

③ 未熟児訪問指導

病院等からの連絡を受け低体重児に対し、保健師等が家庭訪問の上、必要な指導を行います。

④ 発達相談・発達訓練

精神・運動発達等において課題のある乳幼児に対して、その児童の特性に応じた相談・訓練を実施します。

⑤ 地域組織の育成（愛育会）

地域住民の自主的な地域組織活動を育成し、地域の母子保健活動の推進を図ります。

⑥特定健康診査及び各種がん検診

20歳以上の健康診査と、国のがん指針に基づいた各種がん検診を実施し、市民の健康の維持・増進を図ります。

⑦健康教育、健康相談

市民の健康意識の向上のため健康教育等で啓発を行い、効果的な生活習慣の改善を促すとともに、特定保健指導を実施するなかで障がいの発生要因ともなる生活習慣病の予防に努めます。

⑧精神障がい者等への支援

心の健康づくりや精神障がい等についての正しい知識の普及を図るため、関係機関と連携し、精神保健に関する健康教育の推進を図ります。また、精神障がいのある人及びその家族等への相談支援体制の強化に努めます。

⑨高齢者の疾病予防と健康づくりの推進

健康づくりに必要な情報提供や健康手帳の交付をはじめ、各種健診・検診の実施、相談事業、教育・指導を行い疾病の早期発見・早期治療、健康の保持増進に努めます。

また、「都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者に対する保健福祉サービスの提供を計画的に推進します。

⑩認知症高齢者等への支援の強化

認知症の正しい知識の普及啓発を推進するとともに、適切な医療やサービスにつなげられるよう、支援を強化します。

(2) 医療・医学的リハビリテーション等の充実

① 医療技術者の確保

関係医療団体との連携を図るなかで、医学的リハビリテーションの専門職である理学療法士、作業療法士をはじめとする医療技術者の充実・確保を図ります。

② 関連医療機関・施設との連携

山梨県リハビリテーション病院協会及びリハビリテーション部門を有する医療施設、老人保健施設等のリハビリテーション関連施設との連携を促進します。

③ 自立支援医療費助成事業

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。指定の医療機関で医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担分の一部を助成します。

④ 重度心身障害者医療費助成事業

重度の障がいのある人が、負傷疾病等により医療給付を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成します。

5 教育の充実

障がいのある児童・生徒も障がいのない児童・生徒が同じ場所で共に教育を受けることができるインクルーシブ教育を推進します。

障がいのある児童・生徒が社会的に自立し、その適性と能力に応じて可能性が十分に広げられるような生活を送るためには、早期の段階から一人ひとりの障がいの特性に応じたきめ細かな教育を受けることが必要です。このため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的な教育や療育を行うことができるよう相談支援体制の整備に努めます。

(1) 切れ目のない教育的支援体制の整備

①障がいのある児童の就学相談の充実

障がい及び発達の状況に応じて適切な対応を行うため、保健師と合同で就学前から園への巡回相談をはじめ、各種相談事業の充実を図ります。

②障がい児保育推進事業の充実

教育・保育施設において障がいのある未就学児を受け入れ、障がい児保育補助員を配置した施設に対しての補助を充実させ、障がいのある未就学児の福祉の向上を図ります。

③特別支援教育の充実

身体障がいや知的障がいといった障がいのほか、自閉症スペクトラム、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）や高機能自閉症、アスペルガー症候群などの発達障がいにより、特別な教育支援が必要な児童一人ひとりに応じた教育体制の充実を図ります。また、体制の充実にあたっては、支援員を配置し、研修等を行うなど、必要な人材の確保に努めます。児童・生徒の障害の程度に応じた指導の充実や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより一層推進し、ともに学び合う教育を目指します。

④社会教育施設整備の促進

障がいのある人の社会教育活動の場として、社会教育施設を有効に利用できるよう施設・設備を整備し、各種サービスの拡充に努めます。

⑤図書館機能の充実

図書館の機能を有効に利用できるよう施設・設備を整備するとともに、障がいのある人の利用に対応した資料の収集、サービスの充実、環境整備等をはかり、読書バリアフリーに向けて取り組みます。

6 雇用・就労の支援

障がいのある人々が社会的に自立し、安定した生活を確立するには、経済的な基盤となる職業に就くことが必要となりますが、就労支援に関するサービスの提供を充実させるとともに、関係機関との緊密な連携のもと、事業主等に対して障がいのある人の雇用の啓発を図り、雇用の場の拡大に努めます。

保健福祉行政のみならず、教育関係機関などとの連携を重視した総合的な支援施策の推進による就業の促進を図ります。

障がいのある人が安心して働き続けることができるように、企業等に障がいに対する理解の促進を求める取組を実施します。

(1) 就労の場の確保

① 啓発活動の推進

「障害者雇用促進月間」等の県下巡回キャンペーンや障害者雇用促進の事業などに積極的に参加します。また、市広報等を活用し、広く市民や事業所に対して障害者雇用促進の啓発活動を推進します。

② 障害者雇用率達成の促進

障がいのある人の雇用を促進するため、法定雇用率未達成企業に対し、改正障害者雇用促進法等制度の周知を行い、関係機関との連携のもと未達成企業の解消を推進します。

③ 関連機関の連携による相談事業の強化

障害者就業・生活支援センターありす・ハローワーク都留・やまなし若者サポートステーション等と緊密な連携及び協力のもとに情報交換を行い、障がいのある人の職域拡大、職場定着、職場適応等の安定を図ります。

④ 職業相談の充実

障害者就業・生活支援センターありす・ハローワーク都留・ぐんない若者サポートステーション等と連携を密にし、就労を目指す障がいのある方に対して、就労相談等を行います。

⑤ 生活福祉資金制度の活用

生活福祉資金の活用を促進し、障がいのある人の自立を図ります。

(2) 就労に向けた支援施策の推進

① 就労支援サービスの充実

一般企業へ就労を希望する障がいのある人に対して、知識や能力の向上、実習体験等を行う就労移行支援の充実を推進し、障がいのある人本人の適性に合った職場への就労・定着を図り、就労に伴う生活面のサポートを行う就労定着支援の充実を目指します。また、一般企業への就労が困難と思われる障がいのある人に対しては、生産活動などを通じて知識と能力の向上を図れるよう、就労継続支援のサービスの提供を推進します。

② 就労施設等優先調達

障害者優先調達推進法に基づき、率先して障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することにより、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組を行い、障がいのある人の自立支援を促進します。



7 生活環境の整備

心のバリアの除去と併せ、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進に努めます。障がいのある人を含むすべての人が、安全に安心して生活し社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちの中まで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

地震・豪雨等による災害や火災の発生時における、障がいのある人などいわゆる避難行動要支援者等に対する迅速な情報の受伝達の確保、避難誘導體制の確立など、安全で安心して暮らせる地域づくりのための施策の充実に努めます。

(1) ユニバーサルデザインの推進

① 公立施設の整備

公立施設を新設・改築する場合は、障がいのある人や高齢者に配慮した設備の整備を図ります。各種バリアを除去し、館内の段差解消、車椅子利用に配慮した高さの窓口カウンターの設定等に努めます。

② 公共施設における障がいのある人への配慮

障がいのある人も安心して公園などの利用ができるよう、身体障がい者用トイレ、身体障がい者用駐車場、園路の段差解消等の整備を進めます。

③ 既設公営住宅の設備改善

既設の公営住宅については、障がいのある人が生活しやすいように、スロープの取り付け、手すりの設置、トイレ等の設備の改善を必要に応じて実施します。

④ 公営住宅への優先入居の配慮

申込者または同居の親族の中に4級以上の身体障がいのある人または知的障がいのある人がいる場合、公営住宅への優先的入居を配慮します。

⑤ 住宅改修費助成制度の利用促進

地域で生活する身体障がいのある人や高齢者の日常生活環境を改善するため、住宅改修にかかる費用を助成する制度を周知し、利用を促進します。

⑥安全で快適な歩道の整備

障がいのある人の移動の安全を確保するため、歩道のフラット化、段差の解消、広幅員の確保、視覚障がいのある人のための誘導用ブロック等の整備を行い、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを推進します。

(2) 防災対策等の推進

①防災教育・訓練の推進

防災知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障がいのある人のいる家庭及び施設職員等の関係者に対し、防災教育・訓練の推進を図ります。

②要支援者把握の推進

地域住民や地域消防、民生委員・児童委員等の協力のもとに地域に生活する障がいのある人や高齢者の把握に努め、緊急時の迅速かつ的確な対応を確保するため、ネットワークの構築を図ります。また、共有する情報等を整理し、各対象者ごとに災害時に必要な支援をあらかじめ把握し、迅速に行動に移せるよう備えます。

③地域協力体制づくりの推進

火災・地震・風水害等の緊急時に地域住民による自主的な救出・救護等の活動が実施できるための自主防災組織に対する協力体制づくりを推進します。

④施設防災体制の強化

障がい者施設等に対する防火管理指導を推進し、防災管理体制の充実を図ります。また、災害発生時における施設入居者の別施設避難を可能にする等の相互支援体制の確立や、施設ごとの避難確保計画の策定、更新を推進します。

⑤緊急通報システムの整備

火災、急病などの緊急時に、聴覚や言語に障がいのある人がFAXや電子メール、スマートフォンを利用して通報できる「FAX119」・「eメール119」・「ネット119」の周知及び利用促進に努めます。また、災害時の避難に関する情報を確実に届けるため、「防災つるメール」やFAXによる防災無線情報の取得方法について、周知に努めます。

8 社会参加の促進

障がいのある人にかかわる制度の改正内容や提供されるサービスの説明が適切に障がいのある人に伝わるよう、点字や音声による情報提供を推進します。

障がいのある人が安心して生活を送るため、障がいのある人の特性に応じたきめ細かなコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報の提供等、情報アクセシビリティの向上を推進します。

スポーツや文化・芸術に親しむことができる環境の整備を推進するとともに、社会参加を促進するための外出や移動の支援の充実を図ります。

(1) 情報アクセシビリティの推進

①情報アクセシビリティの向上

障がいの特性に応じた配慮を行い、障がいのある人にもわかりやすい情報の提供に努めます。手話通訳や点字、音声等による情報提供やアクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術の活用を推進します。

②障がいに配慮した情報提供の推進

市立図書館では、大活字本、「声の図書」として録音（朗読）資料、字幕付映像資料等、視聴覚障がいに対応した資料の収集に努めます。

また、朗読ボランティア等の確保と研修等育成支援により、図書館資料の対面朗読サービス（代読）の実現をめざします。

③手話通訳者及び要約筆記者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に日常生活上のコミュニケーションを援助するため、聴覚障がいのある人等が参加する会議や催し物等に県と協力し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

④奉仕員の養成・確保

社会参加、交流活動の促進を図り、市の広報活動等の支援者として聴覚障がいのある人のために日常会話程度の手話表現技術を習得した「手話奉仕員」、視覚障がいのある人のために点訳または朗読に必要な技術等を習得した、「点訳奉仕員」、「朗読奉仕員」の養成・確保を図ります。

(2) スポーツ・文化・芸術活動の振興

①生涯学習活動の促進

障がいのある人の生涯学習活動への積極的な参加・促進を図り、自立と社会参加を促進します。

②障がい者スポーツ大会への参加

障がいのある人が、各種障がい者団体等の主催するスポーツ大会へ積極的に参加できるよう支援します。

③障がい者スポーツの振興

各種障がい者団体等が主催するスポーツ大会の開催を支援し、交流を図ることで共に生きる地域社会づくりを目指します。

④文化・レクリエーションの交流

各種障がい者団体等が主催する福祉展、障がいのある人の主張大会等、音楽・芸術・レクリエーション活動等に積極的に参加、出品できるよう支援します。また、市で主催するいきいきフェスティバルにおいて、障がいのある人の作品を展示する障がい者文化展を開催し、ホームページ等で作品等を紹介するなど、障がいのある人の活動への理解促進を図ります。

(3) 外出や移動等の支援の充実

①福祉タクシー利用料助成事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出の際利用するタクシー料金の初乗り運賃を助成します。

②運賃・料金の割引制度等の周知

鉄道・バス運賃、タクシー運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引などについての制度の周知に努め、障がいのある方の外出を支援します。

③身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成し、障がいのある方の就労や社会参加を支援します。

④自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある人の社会参加促進を図るため、自動車の運転免許取得に要する経費の一部を助成します。

⑤介助用自動車購入等助成事業

車椅子を使用する在宅の重度障害者が移動に際し必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費、又は既に改造された自動車を購入する経費を助成し、介助者の負担軽減や障がいのある方の外出を支援します。

第3部 第6期障害福祉計画

第1章 基本的な考え方

1 障害福祉計画の基本的な考え方

基本理念である「誰もが優しさをもってふれあい、地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち」の実現に向けて、障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえて計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定・意思決定を尊重及び配慮しながら、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体としての役割と障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスに関し、身近な実施主体としての役割を的確に果たすよう努めます。加えて、従来から障害福祉サービスの対象となっている、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等についても、引き続きサービス給付の適正化を図っていきます。

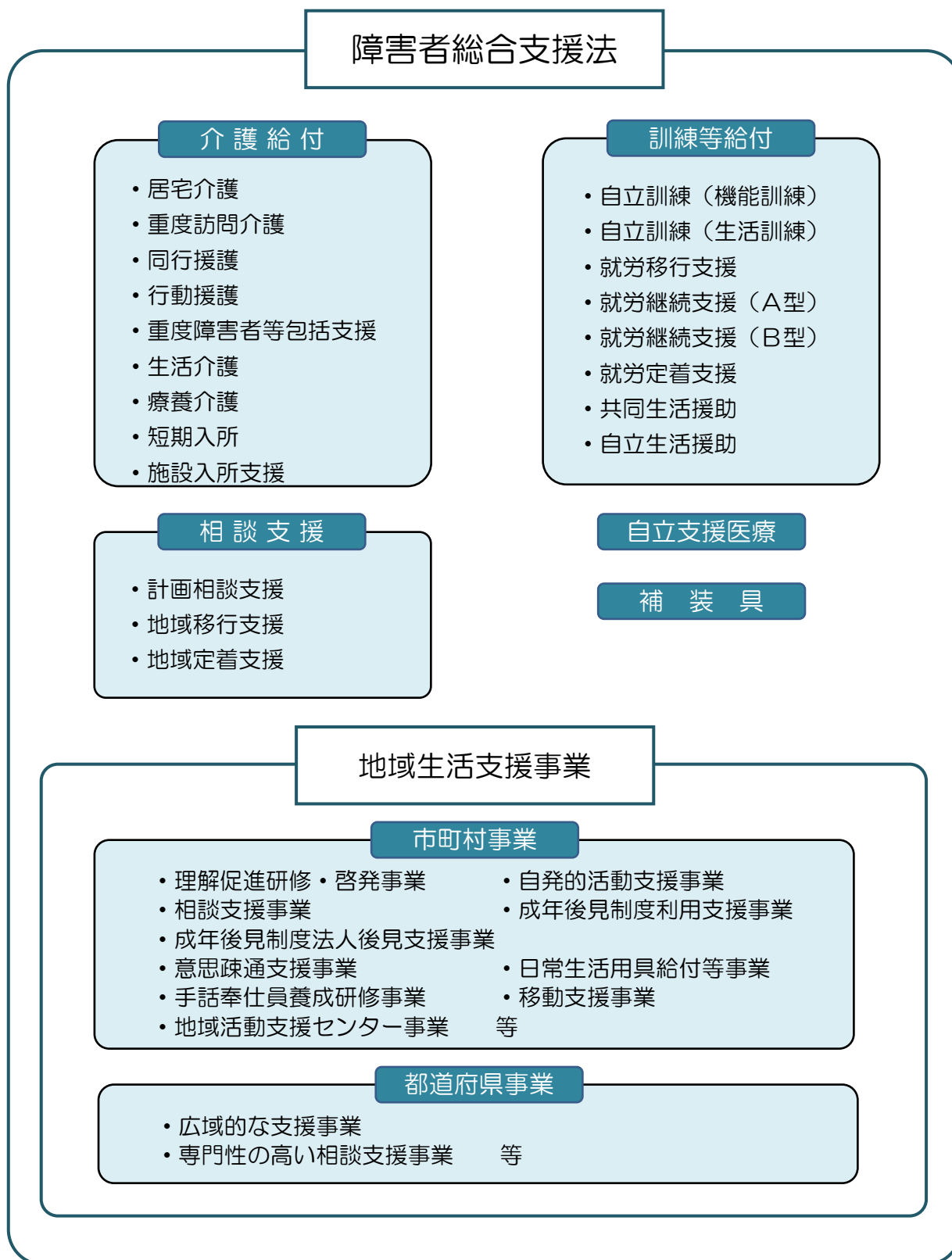
(3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応したサービスの提供基盤を整えます。また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、NPO等の地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一体となり主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、障がいのある人が保健、医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるようにする等、支援体制の構築に向けた取組を進めます。

2 サービスの体系



第2章 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

【指針の目標】

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること
- ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること

項目	単位		数値	考え方
【令和元年度末】 入所者数(A)	人	実績	38	
【令和5年度末】 入所者数(B)	人	目標	35	
地域生活移行者数(C) 地域移行の割合	人	目標	3	施設入所からGH、一般住宅等へ移行した者の数
	%	目標	7.8	地域移行の割合(C/A×100)【国目標:6%以上】
入所者数削減見込(D) 削減割合	人	目標	3	入所者削減見込(D=A-B)
	%	目標	7.9	削減割合(D/A×100)【国目標:1.6%以上】

※地域生活への移行は、上記施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅等へ移したことを差します（家庭復帰を含む）。

【現状と課題】

令和元年度末の施設入所者数は38人となっており、令和5年度末の目標値を達成するためには3人が地域へ生活の拠点を移していく必要があります。

【対策】

令和5年度末の削減目標値の達成に向けて、施設から地域生活への移行を進めるために、医療・保健・福祉や関係福祉サービス事業所等の支援体制や連携の強化を図っていく必要があります。また、グループホームなど退所後の生活の場の確保も必要となるため、本人の希望に沿った地域での生活ができるようサービス提供事業所等の充実を促進していきます。

2 地域生活支援拠点等における機能の充実

【指針の目標】

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

項目	単位		数値
地域生活支援拠点等の整備数（圏域設置）	か所	目標	1
考え方			
令和5年度末までに都留市・大月市・上野原市・道志村に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。			

【現状と課題】

第5期障害福祉計画のなかで、令和2年度末までに地域生活支援拠点の整備を目標としていましたが、サービス提供事業所の確保や新型コロナウイルス感染症の影響などの課題により整備が達成できていません。5つの機能のうち「相談」と「緊急時の受け入れ」を整備すべき機能と位置づけ、検討を行っています。

【対策】

障がいのある人の自立支援の観点から、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりのため、関係機関等と検討しながら、令和2年度末までに東部圏域において地域生活支援拠点の整備を目指します。整備後も継続して関係機関と連携・検討し、機能の充実に努めます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労

【指針の目標】

- 就労移行支援事業等（生活介護、自律訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.27倍以上とする。
- 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.30倍以上とする。
- 就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.26倍以上とする。
- 就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.23倍以上とする。

① 就労移行支援事業等

項目	単位		数値	考え方
【令和元年度】 移行者数 (a)	人	実績	2	
【令和5年度】 移行者数 (b)	人	目標	5	○倍率 (b) / (a) 【国目標：1.27倍以上】
	倍	目標	2.5	

②就労移行支援

項目	単位		数値	考え方
【令和元年度】 移行者数 (c)	人	実績	0	
【令和5年度】 移行者数 (d)	人	目標	1	○倍率 (d) / (c) 【国目標：1.30倍以上】
	倍	目標	—	

③就労継続支援 A 型

項目	単位		数値	考え方
【令和元年度】 移行者数 (e)	人	実績	0	
【令和5年度】 移行者数 (f)	人	目標	1	○倍率 (f) / (e) 【国目標：1.26倍以上】
	倍	目標	—	

④就労継続支援 B 型

項目	単位		数値	考え方
【令和元年度】 移行者数 (g)	人	実績	2	
【令和5年度】 移行者数 (h)	人	目標	3	○倍率 (h) / (g) 【国目標：1.23倍以上】
	倍	目標	1.5	

【現状と課題】

令和元年度末の福祉施設からの一般就労者は2人となっています。東部圏域に就労移行支援事業所がないこともあり、障がいのある人が就労先や実習先を確保することは困難な状況にあります。就労に関するさらなる相談支援体制の強化が求められています。

【対策】

障がいのある人の就労先や就労実習先を確保するために関係機関との連携を密にし、雇用の促進についての情報提供や啓発活動を行っていきます。また、一般就労及び雇用支援についての理解をより深め、就職に結びつくよう、相談支援の充実に努めていきます。

(2) 就労定着支援事業

【指針の目標】

- ① 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ② 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

① 就労定着支援事業の利用者数

項目	単位		数値	考え方
【令和5年度末】 移行者数 (a)	人	目標	5	
【令和5年度末】 就労定着支援事業の利用者数 (b)	人	目標	4	○利用率 (%) (b)/(a) 【国目標：7割利用】
	%	目標	80.0	

② 就労定着支援事業所の就労定着率

項目	単位		数値	考え方
【令和元年度末】 就労定着支援事業所の数 (c)	か所	実績	1	
上記のうち就労定着率が8割以上の事業所の数 (d)	か所	目標	1	○就労定着率が8割以上の事業所の割合 (d/c) 【国目標：全体の7割以上】
	%	目標	100.0	

【現状と課題】

令和元年度末の就労定着支援事業利用者は2人となっています。就労移行支援事業所等を利用して一般就労する者の100%が就労定着支援事業を利用しています。

【対策】

一般就労した障がいのある人が、働く場面だけでなく生活のなかでの困りごとが増えることで、働き続けることが困難となってしまうことが少なくありません。就労定着支援事業により、一般就労した人の生活のフォロー体制の整備を充実し、より継続して就労していけるようサービス提供事業所等の充実を図ります。

4 相談支援体制の充実・強化等

【指針の目標】

- ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。（基幹相談支援センター等の設置）

考え方
市単独実施（基幹相談支援センターは設置済み）

【現状と課題】

令和元年度に都留市障がい者基幹相談支援センターが設置され、延べ648件の利用実績がありました。

【対策】

障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで、相談支援の果たす役割は重要です。障がい者基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者に対して、訪問等による指導・助言や人材育成の支援を行うことで、地域の相談支援体制の強化を図ります。

5 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

【指針の目標】

- ・令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

考え方
令和5年度末までに、山梨県が実施する各種研修の活用、山梨県による指導監査結果の共有、請求の過誤を防ぐための請求明細の点検等、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

【現状と課題】

令和元年度に山梨県が実施する障害福祉関係研修へ市職員1名が参加しました。

【対策】

障害福祉サービス等が多様化する中で、利用者が真に必要とするサービスを提供できる体制が求められています。市職員や障害福祉サービス事業者等の職員が、共生社会の理念を理解し、障がいのある人やその家族の意思を尊重しながら、必要な支援ができるよう、山梨県が実施する研修等への参加を促進し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。また、請求の過誤をなくすための取組みや、山梨県の実施する障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の共有などサービスの質の向上に係る体制を構築していきます。

第3章 障害福祉サービスの充実

1 指定障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス等）

(1) 訪問系サービス

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出先での必要な移動の援護及び、排せつ・食事等の介助など外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるなどの重度の障がいのある人等に対し、複数のサービスを包括的に提供します。

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	利用実人数 (人/月)	20	20	19	20	21	22
	延べ利用時間 (時間/月)	245	250	264	279	296	314
重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1
	延べ利用時間 (時間/月)	482	0	0	186	186	186
同行援護	利用実人数 (人/月)	0	0	1	1	2	3
	延べ利用時間 (時間/月)	0	0	1	4	8	12
行動援護	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	2	2
	延べ利用時間 (時間/月)	0	0	0	7	15	15
重度障害者等 包括支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延べ利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

2. 見込みの考え方

居宅介護

地域移行者が増加するためには欠かせないサービスであり、市民ニーズも高いため、今後は利用者・利用量ともに増加傾向が続くと見込まれます。

重度訪問介護

現在利用者はいませんが、市内に事業所もあり、利用ニーズもあることから、令和4年度以降、利用者1人、利用量186時間を見込んでいます。

同行援護

市民のニーズ等を踏まえ、令和3年度は利用者1人、利用量4時間を見込んでいます。令和4年度以降は、利用者、利用量ともに増加すると見込まれます。

行動援護

現在利用者はいませんが、市民のニーズはあるため、令和3年度は利用者1人の利用を見込んでいます。令和4年度以降は利用者2人、利用量15時間を見込んでいます。

重度障害者等包括支援

事業所がなく、今後の利用も見込めていないため、引き続き利用者0人、利用量0時間を見込んでいます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名称	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人で、障害支援区分が3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である人に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域での生活を送るうえで、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、有期限（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練 (生活訓練)	地域での生活を送るうえで、一定の支援を必要とする知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生活能力の維持・向上のために必要な訓練等を提供します。
就労移行支援	一般就労等を希望し、実習や職場探し等を通じて適性に合った職場への就労等が見込まれる人を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 (A型(雇用型))	就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった人などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 (B型(非雇用型))	年齢や体力の面から就労が困難な人、就労移行支援事業等を利用したが雇用に結びつかなかった人等を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする人に、医療機関等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者の病気等の理由により、家での介護ができなくなった場合、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	利用実人数 (人/月)	66	66	71	73	74	75
	延べ利用日数 (人日/月)	1,208	1,327	1,385	1,406	1,431	1,456
自立訓練 (機能訓練)	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	20	20
自立訓練 (生活訓練)	利用実人数 (人/月)	2	2	3	3	3	3
	延べ利用日数 (人日/月)	42	40	59	60	60	60
就労移行支援	利用実人数 (人/月)	4	1	2	2	6	6
	延べ利用日数 (人日/月)	75	9	21	40	120	120
就労継続支援 (A型(雇用型))	利用実人数 (人/月)	1	1	1	2	3	4
	延べ利用日数 (人日/月)	22	22	16	44	66	88
就労継続支援 (B型(非雇用型))	利用実人数 (人/月)	56	65	69	74	77	81
	延べ利用日数 (人日/月)	1,070	1,229	1,263	1,360	1,428	1,499
就労定着支援	利用実人数 (人/月)	0	2	2	2	2	2
療養介護	利用実人数 (人/月)	6	6	5	6	6	7
	延べ利用日数 (人日/月)	181	181	155	/	/	/
短期入所 (福祉型)	利用実人数 (人/月)	14	13	8	15	17	18
	延べ利用日数 (人日/月)	83	108	121	121	133	146
短期入所 (医療型)	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	3	3	3

2. 見込みの考え方

生活介護

現在、知的障がいの方の利用が多く、区分が重い方の中には希望日数を利用できない方もいます。市内に3か所の事業所がありますが、受け入れが難しい方もいます。市民からのニーズはあるため、利用者、利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）

現在、近隣に事業所がありませんが、市民のニーズ等を踏まえ、サービスの提供ができるよう取り組みます。利用者1人、利用量20人日を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）

現在3人が利用しており、今後も同程度の利用が見込まれるため、引き続き、利用者3人、利用量60人日を見込んでいます。

就労移行支援

東部圏域に事業所がなく、圏域外の利用者が増えています。支援学校卒業生の利用予定も踏まえ、今後は利用者、利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいます。

就労継続支援（A型（雇用型））

市内に事業所が開設されたことに伴い今後需要が増える見込まれるため、利用者・利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいます。

就労継続支援（B型（非雇用型））

市内に4事業所があり、知的障がい者の利用が多くなっています。移行支援利用者がB型を利用すると就労に結びつかない例が多く、事業所の空きが出にくい状況です。身体や発達障がいの方が利用できるよう取り組みます。ニーズはあるため、利用者、利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいます。

就労定着支援

一般就労した人を支援するために必要なサービスであり、今後も同程度の利用が見込まれるため、引き続き2人の利用を見込んでいます。

療養介護

医療ケアが必要な人が利用しています。今後も同程度の利用が見込まれるため、令和4年度までは6人、令和5年度には7人を見込んでいます。

短期入所

福祉型については、知的障がい者の利用が多く、半数程度が圏域外の事業所を利用しています。ニーズはあるため、利用者、利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいます。

医療型については、現在、近隣に事業所はありませんが、市民のニーズ等を踏まえ、令和3年度以降、利用者1人、利用量3人日を見込んでいます。

(3) 居住系サービス

サービス名称	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等の日中活動を利用している人を対象に、共同生活の場を提供し、食事提供、相談等の日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする人や、自立訓練・就労移行支援を利用している人の中で単身の生活が困難である人、または地域の都合により通所が困難な人を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行います。
自立生活援助	施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障がいのある人に対して、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかを確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人/月)	17	17	16	18	19	20
施設入所支援	利用実人数 (人/月)	38	38	39	37	36	35
自立生活援助	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

2. 見込みの考え方

共同生活援助 (グループホーム)

退院後等の地域における生活の場として利用ニーズも高くなっています。今後増加傾向となっていくと見込まれます。

施設入所支援

今後も同程度の利用が見込まれるため、引き続き、36人前後の利用があると見込まれます。入所後の地域移行が課題となっており、入所待ちの方もいるため、課題解決に取り組みます。

自立生活援助

現在、近隣に事業所がありませんが、市民のニーズ等を踏まえ、サービスの提供ができるように取り組みます。利用者1人を見込んでいます。

2 相談支援

サービス名称	サービス内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。サービス支給決定時にサービス事業者等との連絡調整を行いながら、サービス等利用計画作成し、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	現在入院・入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活の不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	利用実人数 (人/月)	26	32	39	34	34	35
地域移行支援	利用実人数 (人/月)	1	0	0	1	2	3
地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0	1	1	1	2	3

2. 見込みの考え方

計画相談支援（サービス等利用計画作成）

事業所が減少しており、現状を維持していくことが困難な状況になってきている面もあるため、サービスの提供が維持できるように取り組み、今後も同程度の利用者を見込んでいます。

地域移行支援

圏域内では2か所の事業所のみですが、今後利用が見込まれるため事業所の確保に取り組みます。入所・入院後の地域生活を送るために必要となるため、今後は利用者が増加すると見込んでいます。

地域定着支援

圏域内では2か所の事業所のみですが、今後利用が見込まれるため事業所の確保に取り組みます。地域で安心して生活していくためにも必要となるため、令和4年度以降増加すると見込んでいます。

3 その他の障害福祉サービス

① 補装具費の給付

身体機能を補うのに必要な、義肢や装具、車いす等を購入・修理・貸与する際にかかる費用を給付します。（補装具費）

② 自立支援医療費の給付

身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障がいのある人の自立と社会参加と更生のために必要な医療（更生医療）、精神障がいの適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療の一部を給付します。（自立支援医療費）

③ 療養介護医療費の給付

療養介護に係る介護給付費を受けた障がいのある人に対し、指定療養介護事業所等から療養介護医療を受けたときは当該療養介護医療費の一部を支払います。（療養介護医療費）

4 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的として、地域生活支援事業を行っています。

	サービス名称	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
	相談支援事業	(A) 障害者相談支援事業 障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実し、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。
		(B) 地域自立支援協議会（東部圏域自立支援協議会） 相談支援事業の中立・公平な実施を図るため、東部圏域自立支援協議会を設置し、相談支援業務の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発と改善等の共通課題について連携し、対応を行います。
		(C) 基幹相談支援センター等機能強化事業 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
		(D) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人・精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。	

	サービス名称	サービス内容
必須事業	日常生活用具給付等事業	重度の身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人・障がいのある児童であって当該用具を必要とする人を対象に、日常生活に必要な用具の給付を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した人）の養成研修を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、個別または複数での利用の支援を図り、社会生活上必要な外出や余暇活動等といった社会参加のための外出の支援サービスを提供します。
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人が通うことによって、地域生活の支援を促進します。
任意事業	福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で、居室やその他の設備が利用できるようにするとともに、日常生活に必要な便宜を提供して障がいのある人の自立した生活を支援します。
	訪問入浴サービス事業	本サービスを利用しなくては入浴が困難と思われる身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽の提供・入浴の介護を行うことにより、身体の清潔保持や心身機能の維持を図ります。
	日中一時支援事業	障がいのある人の家族が介護により就労の時間が制約されないよう、また、介護の一時的な休息時間を確保するため、障がいのある人の日中の活動の場所を確保し、訓練等の必要な支援を提供します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳といった障がいのある人にわかりやすい方法で、日常生活を送るにあたり必要度の高い情報などを提供します。
	奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の推進や、市の広報活動などの支援者として、点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。
	障害者虐待等緊急一時保護支援事業	障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する人または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人でも、市でサービスの提供が必要だと判断する人に対し、ホームヘルパー等の派遣を行い、家事援助など必要な支援を提供します。
	自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加の一環として、自動車の運転免許取得にかかる費用や改造にかかる費用の一部を助成します。

(1) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2. 見込みの考え方

共生社会の実現を目指し、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、今後も広報や啓発活動、ヘルプカードの周知等を行っていきます。

自発的活動支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2. 見込みの考え方

共生社会の実現を目指し、今後も障がいのある人やその家族などによる活動の支援を行っていきます。

相談支援事業

1. 実績値と見込値

【相談支援事業】			第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談 支援 事業	障害者 相談支援事業	利用延べ件数 (件/年)	818	1,040	1,050	1,060	1,070	1,080
	基幹相談 支援センター等 機能強化事業	利用延べ件数 (件/年)	-	648	662	675	688	701

2. 見込みの考え方

令和元年度に都留市障がい者基幹相談支援センターが設置され、延べ648件の利用実績がありました。基幹相談支援センターでは、地域の関係機関との連携を強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう取り組みます。令和2年度は利用件数662件を見込んでいます。

成年後見制度利用支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用延べ件数 (件/年)	0	0	0	3	3	3

2. 見込みの考え方

現在利用者はいませんが、福祉施設や病院からの地域移行を推進するうえで、成年後見人制度は不可欠であるので、適切に支援できるよう制度の周知徹底と関係機関との連携を図っていきます。

成年後見制度法人後見支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	実施	実施

2. 見込みの考え方

成年後見制度法人後見支援事業は第5期計画期間中は未実施となっています。関係機関と連携しながら令和4年度以降実施できるよう準備を進めていきます。

意思疎通支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
意思疎通支援事業	利用延べ件数 (人/年)	10	11	15	16	17	18

2. 見込みの考え方

定期的に利用されていますが、障がいのある人の社会参加のためにも、今後も引き続きサービス利用の方法などの詳細な情報について周知徹底し、利用促進に努めていきます。

日常生活用具給付等事業

1. 実績値と見込値

			第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用延べ件数 (人/年)	1	1	0	1	1	1
	自立生活支援用具	利用延べ件数 (人/年)	0	1	0	1	1	1
	在宅療養等 支援用具	利用延べ件数 (人/年)	3	2	0	2	2	2
	情報・意思疎通 支援用具	利用延べ件数 (人/年)	39	35	25	36	36	36
	排せつ管理 支援用具	利用延べ件数 (人/年)	400	367	355	380	380	380
	住宅改修費	利用延べ件数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

2. 見込みの考え方

ストマーなどの排泄管理支援用具への支給頻度が高くなっています。その他の用具についても制度の周知に努め、サービスの提供を行っていきます。

(参考)

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童・難病患者のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、歩行補助杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等 支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボン運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書
排せつ管理 支援用具	蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等、収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

手話奉仕員養成研修事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成 研修事業	養成研修終了者数 (人/年)	11	16	0	17	18	19

2. 見込みの考え方

令和元年度までは15人前後の受講者がおり、手話を習得しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、研修ができない状況でした。意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、継続して研修を行っていきます。

移動支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	利用者数 (人/月)	3	2	1	2	2	2
	延べ利用時間数 (時間/月)	10	7	4	10	10	10

2. 見込みの考え方

利用は減少傾向にありますが、障がいのある人が社会参加をするために必要なサービスであるので、情報提供に努め、利用の促進に努めます。

地域活動支援センター事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動 支援センター事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人/月)	22	28	21	20	20	20

2. 見込みの考え方

都留市障害者地域活動支援センターは平成19年4月からNPO法人むつみの会に委託して事業を実施しています。平成27年度から事業形態を「地域支援事業Ⅱ型」へ移行し、就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供をしています。精神障がいのある人が多く利用し、自立支援給付によるサービスとは異なる利用者支援が行われています。現在多くの方が利用しており、今後も利用が見込まれます。

(2) 任意事業

福祉ホーム事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉ホーム事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

2. 見込みの考え方

引き続き1人の方が利用しており、今後も必要な方に対しサービス提供を行います。

訪問入浴サービス事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

2. 見込みの考え方

現在、利用者はいませんが、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを通して地域における障がいのある人の生活を支援していくため、必要な方へサービス提供ができるよう周知していきます。

日中一時支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	実施か所数	7	6	6	6	6	6
	利用者数 (人/月)	28	24	19	25	25	25

2. 見込みの考え方

利用者は25人前後で、令和元年度については見込値を下回っています。ニーズに応じることができるよう、事業の周知を図ります。

点字・声の広報等発行事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
点字・声の広報等 発行事業	利用者数 (人/年)	11	13	13	13	13	13

2. 見込みの考え方

現在利用者は10人前後で、平成30年度以降見込値を上回って推移しています。引き続きサービスの情報提供を行い、今後も利用者のニーズに沿ったサービス提供ができるよう配慮していきます。

奉仕員養成研修事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
奉仕員養成研修事業	養成研修修了者数 (人/年)	4	15	27	27	27	27

2. 見込みの考え方

奉仕員養成研修事業は、都留市社会福祉協議会に委託して研修を行っています。今後も養成講座の周知に努め受講者の増加を目指します。

障害者虐待等緊急一時保護支援事業

1. 実績値と見込値

		第5期障害福祉計画 (実績値)			第6期障害福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者虐待防止策 支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2. 見込みの考え方

事業を実施していますが、利用はまだありません。利用があった際には、迅速に対応できるよう協力体制を整えていきます。

第4章 活動指標

国基本指針に基づき、障害福祉計画の推進に係る活動指標を設定します。

1 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標

区分		令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標数値)	
1年間の開催回数		0回	1回	1回	1回	1回	
保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無		0人	18人	18人	18人	18人	
内訳	保健	0人	1人	1人	1人	1人	
	医療	精神科	0人	2人	2人	2人	2人
		精神科以外の療機関	0人	0人	0人	0人	0人
	福祉	0人	10人	10人	10人	10人	
	介護	0人	0人	0人	0人	0人	
	当事者	0人	2人	2人	2人	2人	
	家族	0人	3人	3人	3人	3人	
	その他 (具体的に記載)	0人	0人	0人	0人	0人	
協議の場における目標の設定状況		0項目	2項目	3項目	3項目	3項目	
協議の場における評価の実施状況		0回	0回	1回	1回	1回	

2 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標数値)
地域移行支援	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
地域定着支援	1 人	1 人	2 人	3 人	4 人
共同生活援助	7 人	7 人	8 人	9 人	10 人
自立生活援助	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人

※「人」＝「月間の利用人数」＝「実人員」

※他圏域分も含む

3 地域生活支援拠点等に関する活動指標

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標数値)
地域生活支援拠点等の機能の充実に 向けた検証及び検討の年間の実施回数	2 回	4 回	2 回	2 回	2 回

4 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

区分		令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標数値)
総合的・専門的な 相談支援の実施	障害の種類や各種 のニーズに対応でき る総合的・専門的な 相談支援の実施	1	1	1	1	1
地域の相談支援体 制の強化	地域の相談支援事 業者に対する訪問 等による専門的な指 導・助言件数	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	地域の相談支援事 業者の人材育成の 支援件数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
	地域の相談機関との 連携強化の取組の 実施回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

5 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

区分		令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標数値)
障害福祉サ ービス等に 係る各種研 修の活用	都道府県が実施する障害 福祉サービス等に係る研修 への市町村職員の参加人 数	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
障害者自立 支援審査支 払等システ ムによる審 査結果の共 有	障害者自立支 援審査支払等 システム等での 審査結果を分 析してその結果 を活用し、事業 所や関係自治 体等と共有する 体制	有無	0	0	0	1
	実施 回数	0 回	0 回	0 回	0 回	1 回

第4部 第2期障害児福祉計画

第1章 基本的な考え方

1 障害児福祉計画の基本的な考え方

基本理念である「誰もが優しさをもってふれあい、地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち」の実現に向けて、障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえて計画を策定します。

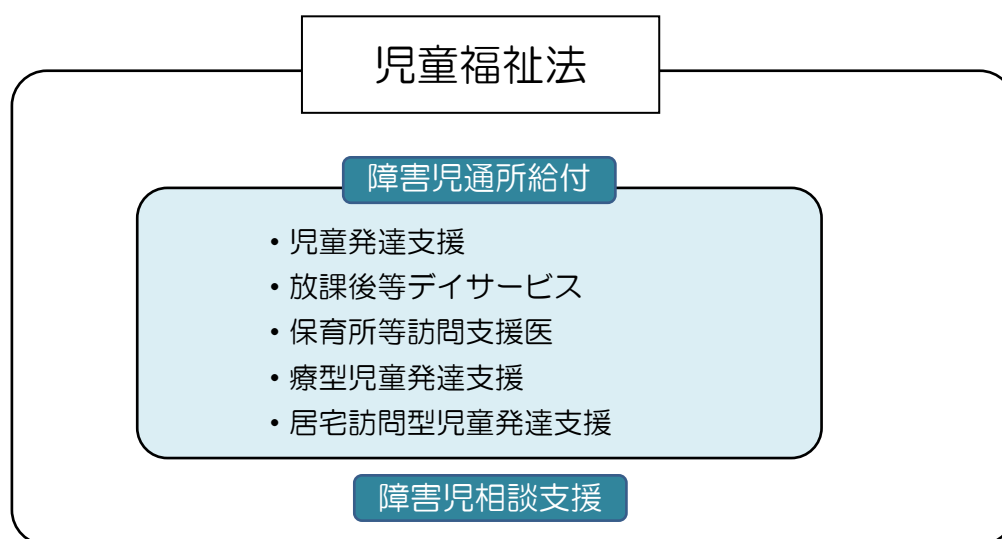
(1) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、身近な地域で質の高い専門的な支援を受けられるように、障害児通所支援等のサービスの充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関連機関が連携し、障がいのある児童のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一体となり主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、支援体制の構築に向けた取組を進めます。

2 サービスの体系



第2章 成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター設置数及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【指針の目標】

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

項目		単位		数値
児童発達支援センター	【令和元年度末】設置数	か所	実績	0
	【令和5年度末】設置数 うち圏域で設置する場合	か所	目標	1
		か所	目標	1
保育所等訪問支援	【令和元年度末】設置数	か所	実績	0
	【令和5年度末】設置数 うち圏域で設置する場合	か所	目標	1
		か所	目標	1

【現状と課題】

東部圏域においては、地域にいる障がいのある子どもやその家族への支援や、保育園・幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う児童発達支援センターが設置されていない状況です。障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援についてもサービス提供体制が整備されていない状況です。

【対策】

重層的な地域生活支援体制の構築を目指すため、令和5年度までに中核となる児童発達支援センターを東部圏域で1か所設置できるよう検討していきます。また保育所等訪問支援についても利用できる体制を構築するためサービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

【指針の目標】

- 令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保する。市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。

項目		単位		数値
児童発達支援事業所	【令和元年度末】事業所数	か所	実績	0
	【令和5年度末】事業所数 うち圏域で設置する場合	か所	目標	1
		か所	目標	1
放課後等デイサービス事業所	【令和元年度末】事業所数	か所	実績	0
	【令和5年度末】事業所数 うち圏域で設置する場合	か所	目標	1
		か所	目標	1

【現状と課題】

医療的ニーズの高い重症心身障害児は一般の障害児通所支援を受けることが難しい状況にあります。そのため重症心身障害児に対応した児童発達支援及び放課後等デイサービス等のサービスの充実が必要ですが、事業所は不足している状況です。

【対策】

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上整備できるよう、事業所の確保に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための協議の場

【指針の目標】

- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。各市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない。

項目	単位		数値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（圏域設置）	か所	目標	1
考え方			
令和5年度末までに、都留市・大月市・上野原市・道志村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。			

【現状と課題】

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後人工呼吸器等を使用し、たん吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。

【対策】

医療的ケア児が地域で心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるように、連携を図るための協議の場を令和5年度末までに圏域で1か所設置することを目指します。また、医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

第3章 障害児福祉サービスの充実

1 障害児通所支援

サービス名称	サービス内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立促進や放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

1. 実績値と見込値

		第1期障害児福祉計画 (実績値)			第2期障害児福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用実人数 (人/月)	2	2	2	3	4	5
	延べ利用日数 (人日/月)	23	18	6	45	60	75
放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	27	24	25	27	29	31
	延べ利用日数 (人日/月)	343	334	356	379	404	430
保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	10	10
居宅訪問型 児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0	0	0	0	0	1
	延べ利用日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	8

2. 見込みの考え方

児童発達支援

市民からのニーズや利用についての相談が増えてきているため、令和3年度以降は利用が増えていくことが見込まれます。

放課後等デイサービス

事業所数も増えており、手帳を所持していない方からの相談もあるため、利用者、利用量ともに増加傾向が続くと見込んでいます。

保育所等訪問支援

現在、市内に事業所がないため利用者はいませんが、事業所の確保など支援体制を整える必要があります。令和3年度以降は利用者1人、利用量1人日を見込んでいます。

医療型児童発達支援

現在利用者はいませんが、医療が必要な児童を支援するため適切に利用ができるよう支援体制を整えていきます。令和4年度以降利用者1人、利用量10人日を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援

市内に事業所はありませんが、令和5年度に利用者1人、利用量8人日を見込み、利用できるよう取り組みます。

2 障害児相談支援

サービス名称	サービス内容
障害児相談支援	障がいのある児童が児童福祉法によるサービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

1. 実績値と見込値

		第1期障害児福祉計画 (実績値)			第2期障害児福祉計画 (見込値)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	利用実人数 (人/月)	1	1	1	5	6	6

2. 見込みの考え方

相談支援を行う事業所が減少しており、現状を維持していくことが困難な状況になってきていますが、サービスの提供が出来るよう取り組み、令和3年度は5人、令和4年度以降は6人の利用を見込みます。

第4章 活動指標

国基本指針に基づき、障害児福祉計画の推進に係る活動指標を設定します。

1 医療的ケア児の支援に関する活動指標

区分	単独/圏域	令和元年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標数値)
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数	単独設置	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

第5部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現のため、行政だけでなく、企業、NPO等すべての社会構成員がそれぞれの役割と責任を自覚して、積極的・主体的に取り組むことを目指します。

【計画推進のためのそれぞれの役割】

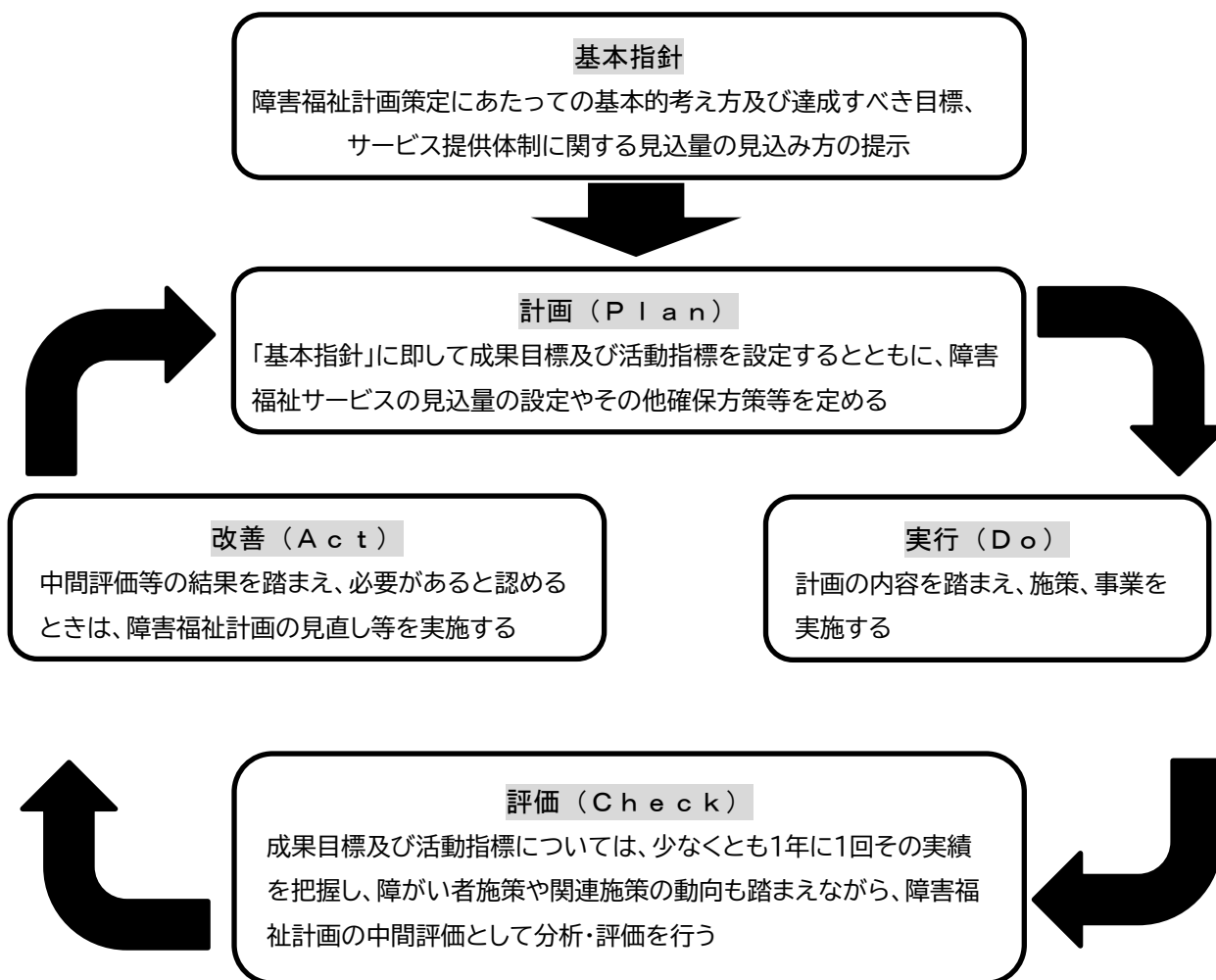
主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none">障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の実施障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供及び自立支援給付の実施
事業所	<ul style="list-style-type: none">利用者本位のサービス提供質の高いサービス提供地域の社会資源としての活用自己評価の徹底
NPO、ボランティア等	<ul style="list-style-type: none">機動力を生かしたサービスの提供 (制度の隙間を埋めるサービスの提供)
企業等	<ul style="list-style-type: none">新聞、テレビ等を利用した障がいや障がいのある人に対する理解のための広報の強化ユニバーサルデザインによる環境の創出障がいのある人の積極的雇用
障がいのある人の家族等	<ul style="list-style-type: none">障がいのある人の自立を支援障がいのある人が住み慣れた地域・自宅で暮らせるための協力
障がいのある本人	<ul style="list-style-type: none">地域社会の一員として、社会活動への積極的参加計画の策定等における政策決定機会への参加自らの生活に合ったサービスの選択・利用

また、計画の推進にあたり、本市単独での対応が難しく広域での対応が望ましい福祉サービスについては、近隣の自治体をはじめ、県の設定した障害保健福祉圏域内の自治体と連携し、障がい者施策の推進に努めます。

第2章 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたり、本計画に盛り込んだ成果目標及び活動指標について、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行います。また、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

【計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



資料編

1 都留市障害者計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による都留市障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による都留市障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定による都留市障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するに際し、障害福祉に関連する分野の関係者等から広く意見を求め、住民の意見を反映させた計画とするため、都留市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 都留市の障害福祉の現状、実態及び意向調査等の結果に基づき、障害者計画等に掲げる施策及び具体的な事業種目に関する事。
- (2) 前号の施策及び事業種目に係る目標値に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱され、又は任命された日から障害者計画等の策定が完了するまでとする。

- 2 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱し、又は任命することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会において特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員及び前条第2項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和32年都留市条例第18号)中「各種委員・協議会の委員」の規定を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に都留市健康づくり推進協議会設置要綱等を廃止する訓令(令和元年都留市訓令第14号)により廃止された都留市障害者計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年都留市訓令第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

2 委員名簿

区 分	関係分野	氏 名	所 属 団 体 等
学識経験者	地域福祉	三浦 忠一	民生委員・児童委員協議会会長
	障害者福祉	小松 繁	富士・東部圏域マネージャー
	障害者福祉	後藤 明子	地域活動支援センター 指導員
障害者団体 代表	身体障害者	田中 瑞恵	都留市身体障害者福祉会
	知的障害・ 身体障害者	西室 やよい	りん鈴ファクトリー代表
	精神障害者	相澤 栄一	ピアサポーター代表
	身体障害者 (聴覚障害)	大野 幸代	手話サークル千羽会代表
	身体障害者 (視覚障害)	相澤 幸雄	山梨県視覚障害者協会 都留支部代表
保健・医療 福祉関係者	保健	斎藤 由美子	富士・東部保健福祉事務所 地域保健課長
	医療	増田 富美子	回生堂病院 医療相談室室長
	障害者施設	小俣 正春	宝山寮長
	障害児福祉	矢島 朋秀	NPO法人天使のおもちゃ図書館 はばたき2号館施設長
	児童福祉	中込 多恵子	都留児童相談所相談課長
	障害児福祉	杉澤 さおり	県立やまびこ支援学校 進路指導主事
	地域福祉	小林 正樹	都留市社会福祉協議会事務局長

3 策定経過

<p>令和2年7月14日 ～22日 (書面会議)</p>	<p>第1回都留市障害者計画等策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会について ・計画の概要について ・スケジュールについて ・アンケートの実施について
<p>令和2年10月16日</p>	<p>第2回都留市障害者計画等策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉に関する統計について ・アンケート調査結果について ・障害者計画の基本理念と施策の体系について ・障害福祉計画の第5期の実績と第6期の見込みについて ・障害児福祉計画の第1期の実績と第2期の見込みについて
<p>令和2年12月2日</p>	<p>第3回都留市障害者計画等策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案について
<p>令和3年1月8日～ 令和3年1月29日</p>	<p>パブリックコメント</p>
<p>令和3年2月17日</p>	<p>第4回都留市障害者計画等策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の承認について

都留市障害者計画

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

発行／令和3年3月

編集／都留市 福祉保健部 福祉課

〒402-0051 山梨県都留市下谷 2516-1

TEL:0554-46-5112 FAX:0554-46-5119